

# 第11章 林 野 庁

## 第1節 森林の整備の推進

### 1 森林整備事業

#### (1) 事業体系の概要

森林・林業基本法における基本理念である森林の有する多面的な機能の発揮と山村振興への配慮、同基本計画において示された、重視すべき機能に応じた森林の区分に対応した森林施業の推進を実現するため、

① 重視すべき機能に応じた森林整備を目的とするもの

② 森林整備の担い手の多くが居住する山村地域の定住基盤整備、居住地周辺の森林整備等を目的とするもの

という事業体系により、森林整備を実施している。

また、森林施業及びこれらに必要な路網の整備を一体的に実施するとともに、市町村レベルでの総合的な事業とすることにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な森林整備を推進することになっている。

#### (2) 事業の概要

##### ア 森林環境保全整備事業

重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資する事業である。

##### (ア) 育成林整備事業

育成林における広葉樹林化・針広混交林化・長伐期化等の多様な森林施業とそれに必要な路網を一体的に整備する事業である。

##### a 公的森林整備推進事業

森林所有者等による整備が期待できない森林における森林整備法人、地方公共団体による森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

##### b 流域育成林整備事業

流域における育成林の整備の推進を図るための森林施業とこれに必要な路網整備を実施する。

##### (イ) 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体

による森林づくりを推進する事業である。

##### a 森林空間総合整備事業

不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を実施する。

##### b 絆の森整備事業

市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を実施する。

##### (ウ) 機能回復整備事業

森林の基礎的な機能の回復を図るため、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施する事業である。

##### a 保全松林緊急保護整備事業

松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換、被害木の伐倒処理等を実施する。

##### b 特定森林造成事業

土壌不良地、耕作放棄地、造林未済地等における森林の造成を実施する。

##### c 被害地等森林整備事業

被害森林における復旧造林及び森林所有者自身による自発的な森林整備を実施する。

##### d 森林災害等復旧林道開設事業

松くい虫被害や火災、気象害等による被害森林の復旧のために必要な林道の整備を実施する。

##### e 林道改良統合補助事業

既設林道について、輸送力の向上及び通行の安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会的要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

##### イ 森林居住環境整備事業

居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基礎となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備を総合的に行う事業である。

##### (ア) フォレスト・コミュニティ総合整備事業

骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う事業である。

##### (イ) 里山エリア再生交付金

居住地周辺の森林と居住基盤の整備を総合的に

表1 平成20年度森林整備事業予算

(単位：千円)

| 事 項                    | 事 業 費       | 国 費        |
|------------------------|-------------|------------|
| 森林環境保全整備事業費            | 149,937,770 | 58,834,000 |
| 森林環境保全整備事業調査費          | 110,148     | 110,148    |
| 森林環境保全整備事業費補助          | 87,441,766  | 29,335,852 |
| 育成林整備事業費補助             | 80,217,495  | 26,521,061 |
| 公的森林整備推進事業             | 18,947,448  | 5,844,961  |
| 流域育成林整備事業              | 61,270,047  | 20,676,100 |
| 共生環境整備事業費補助            | 614,775     | 284,791    |
| 森林空間総合整備事業             | 180,635     | 83,000     |
| 絆の森整備事業                | 434,140     | 201,791    |
| 機能回復整備事業費補助            | 6,609,496   | 2,530,000  |
| 保全松林緊急保護整備事業           | 1,617,424   | 795,000    |
| 特定森林造成事業               | 628,566     | 244,000    |
| 被害地等森林整備事業             | 3,141,172   | 952,000    |
| 森林災害等復旧林道開設事業          | 80,000      | 40,000     |
| 林道改良統合補助事業             | 1,142,334   | 499,000    |
| 森林居住環境整備事業費            | 60,385,856  | 26,562,000 |
| フォレスト・コミュニティ総合整備事業     | 18,960,000  | 9,480,000  |
| 里山エリア再生交付金             | 35,015,600  | 12,082,000 |
| 山のみち地域づくり交付金           | 6,410,256   | 5,000,000  |
| 後進地域特例法適用団体補助率差額       |             | 1,826,000  |
| 美しい森林づくり基盤整備交付金        | 2,000,000   | 1,000,000  |
| 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費   | 735,452     | 358,000    |
| 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費補助 | 735,452     | 339,000    |
| 峰越連絡林道事業費補助            |             |            |
| 林道舗装事業費補助              | 735,452     | 339,000    |
| 後進地域特例法適用団体補助率差額       |             | 19,000     |
| 合 計                    | 150,673,222 | 59,192,000 |

実施する事業である。

(ウ) 山のみち地域づくり交付金

旧緑資源幹線林道の利用区域及びその周辺地域において、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」を整備する事業である。

ウ 美しい森林づくり基盤整備交付金

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が制定されたことから、それに基づき市町村に直接交付する法定交付金により、間伐等の促進を図る事業である。

エ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から既設林道の舗装を実施している事業である。

(ア) 峰越連絡林道事業

民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場

距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設する事業である。

(イ) 林道舗装事業

農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、既設林道を舗装する事業である。

## 2 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成20年度末現在の復旧進捗は、18年災は100%完了、19年災は98%、20年災は88%であって、これに要した国費は表2のとおりである。

表2 20年度林道施設年災別災害復旧事業内訳  
(単位：千円)

| 区 分  | 全体国費<br>(改国費) | 20年度国費    | 20年度まで<br>国費累計 |
|------|---------------|-----------|----------------|
| 18年災 | 12,474,509    | 220,526   | 12,474,509     |
| 19年災 | 10,691,417    | 1,857,474 | 10,464,417     |
| 20年災 | 3,883,271     | 3,427,244 | 3,427,244      |

なお、20年の被害額は62億1,060万円で、その内訳は表3のとおりである。

表3 20年災内訳  
(単位：千円)

| 主な災害名 | 箇所数   | 被害額       |
|-------|-------|-----------|
| 地震災   | 815   | 1,296,986 |
| 豪雨災   | 1,811 | 2,715,776 |
| 梅雨災   | 577   | 921,722   |
| 台風災   | 438   | 1,032,112 |
| その他災害 | 5     | 244,007   |
| 合 計   | 3,646 | 6,210,603 |

### 3 森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもので、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起し及び作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を図る事業である。

### 4 間伐対策

平成19年2月から官民一体となって展開している「美しい森林づくり推進国民運動」の目標である6年間で330万haの間伐実施を達成するため、

- ① 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が公布・施行され、地方自治体における地方債の起債や法定交付金事業を実施できるよう措置
  - ② 公益的機能の低下が懸念される箇所における間伐遅れの解消
  - ③ 水産・農業分野との連携による間伐等の推進
  - ④ より一層効率的な間伐の実施を図るため、路網の整備と高性能林業機械の導入等の推進
  - ⑤ 未整備森林におけるモデル的な間伐等の推進
  - ⑥ 間伐に関する普及啓発や利用困難な間伐材の用途開拓等の実施
- など、間伐の推進及び間伐材の利用促進を総合的に展開した。

## 5 水源林造成事業等

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）の施行により、平成20年4月1日をもって独立行政法人緑資源機構（以下「旧機構」という。）は解散し、旧機構が実施していた業務の一部は独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）に承継された。

### ア 水源林造成事業

研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となつて、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、平成13年度以前の植栽林分に係るものについては、事業費の2/3を出資金、残り1/3を財投借入金等で、平成14年度以降の植栽林分に係る経費については、全額補助金で実施している。

平成20年度においては、新植3,300ha、下刈28,844ha、除伐22,016haを実施したほか、既植栽地において複層林325haを整備した。なお、新植累計面積（平成20年度末）は約46万haである。

### イ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、農林業の持続的な生産活動を促進するとともに、これを通じて公益的機能の維持増進を図るため、水源林造成と一体に森林及び農用地の整備を行う。

平成20年度においては、3区域において水源林造成及び農林道の開設を行った。

表4 平成20年度水源林造成事業等予算

|       | (百万円)  |
|-------|--------|
| 国 費   | 41,000 |
| 国庫補助金 | 26,785 |
| 政府補給金 | 156    |
| 政府出資金 | 13,353 |
| 交付金   | 706    |
| 財投借入金 | 5,000  |
| 財投機関債 | 3,100  |

## 第2節 森林資源の充実と森林保全

### 1 森 林 計 画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、

経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いは計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経ている。

平成16年には、従来、保安林整備臨時措置法に位置づけられていた特定保安林制度が、森林法に規定されたことに伴い、全国森林計画に特定保安林の指定の基準及び特定保安林の整備に係る内容の追加が行われた。現行の森林計画制度体系は、①政府が森林・林業基本法第11条の規定に基づいてたてる「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、農林水産大臣がたてる、全国の森林について森林整備及び保全の目標等に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」、並びに全国森林計画の目標の達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、農林水産大臣がたてる「森林整備保全事業計画」（森林法第4条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備及び保全の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」（森林法第5条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の5）からなっている。また、森林所有者等が自発的意思に基づき自らが立木竹の使用・収益の権原を有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、市町村の長等の認定を求める「森林施業計画」（森林法第11条）等が措置されている。

#### (1) 全国森林計画

##### ア 全国森林計画の策定

平成21年4月1日から平成36年3月31日までを計

画期間とする現行の全国森林計画は、平成20年10月21日に策定（閣議決定）された。

この計画では、水系等の自然条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めている。

#### イ 全国森林計画の概要

##### (ア) 基本的な考え方

- a 若齢の人工林の間伐に加え、特に増加しつつある高齢級の人工林について、択伐や間伐を適切に実施しながら、長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理等森林を健全な状態に育成し、循環させる質的充実を図る。
- b 保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策等森林保全の確保を基軸とした森林整備及び保全の推進を図る。
- c 京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の確保に向け、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等を関係者の協力の下、一層の推進を図る。
- d 森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応し、景観の保全、花粉発生の抑制等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備の推進を図る。
- e 森林整備の展開に当たり、施業の効率化・低コスト化のための施業技術の普及・定着、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を関係者一体となって積極的に取り組む。

##### (イ) 計画事項

- a 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分することとし、区分ごとの森林整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（表5）を定めている。

表5 森林整備及び保全の目標

| 区 分                       | 現 況<br>(H19.3.31) | 計画期末<br>(H36.3.31) |
|---------------------------|-------------------|--------------------|
| 育成単層林面積 (千 ha)            | 10,312            | 10,213             |
| 育成複層林面積 (千 ha)            | 955               | 1,593              |
| 天然生林面積 (千 ha)             | 13,830            | 13,291             |
| 森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha) | 177               | 208                |
| 林道整備率 (%)                 | 50                | 64                 |

(注) 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の林道の延長の目安に対する開設延長の割合である。

b 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に施業実施に当たっての技術的指針、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積(表6、7)を定めている。

表6 伐採立木材積

| (単位：百万 m <sup>3</sup> ) |     |     |     |
|-------------------------|-----|-----|-----|
| 区 分                     | 総 数 | 主 伐 | 間 伐 |
| 計 画 量                   | 627 | 222 | 405 |

表7 造 林 面 積

| (単位：千 ha) |      |      |
|-----------|------|------|
| 区 分       | 人工造林 | 天然更新 |
| 計 画 量     | 700  | 871  |

c 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、公益的機能の維持増進を図るための施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めている。

d 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量(表8)を定めている。

表8 林 道 開 設 量

| (単位：千 km) |       |
|-----------|-------|
| 区 分       | 林道開設量 |
| 計 画 量     | 33.7  |

また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、伐採・搬出方法を特定する森林の指定基準を定めている。

e 森林施業の合理化に関する事項

合理的な森林施業の条件整備を図るため、森

林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の促進及び流通・加工体制の整備等について取組の方向を明らかにしている。

f 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の機能の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めている。

g 保安施設に関する事項

森林の公益的機能の発揮を確保するため、保安林の配備、特定保安林の整備及び治山事業を計画的に推進することとし、保安林及び治山事業に関する計画量(表9、10)を定めている。

表9 保 安 林 面 積

| (単位：千 ha) |              |             |                  |
|-----------|--------------|-------------|------------------|
| 総数        | 水源かん養のための保安林 | 災害防備のための保安林 | 保健、風致の保存等のための保安林 |
| 12,689    | 9,555        | 3,069       | 856              |

(注) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

表10 治山事業施行地区数

| (単位：百地区) |           |
|----------|-----------|
| 区 分      | 治山事業施行地区数 |
| 計 画 量    | 311       |

h 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めている。

(2) 地域森林計画等

ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、都道府県知事が、全国森林計画に即して、森林計画区別(158計画区)にその森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに10年を1期としてたてる計画であり、

① 機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標

② 伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備・保安施設事業の計画

③ 市町村森林整備計画の規範としての森林施業及びその合理化の方向

等を明らかにするものである。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流域管理シ

ステムの下で民有林と国有林が協調しつつ一体的に推進するため、平成3年の森林法改正により法定化されたものであり、森林管理局長が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、原則として民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。

なお、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づき、農林水産大臣が全国森林計画と調和の図られたものとして管理経営基本計画を策定し、森林管理局長が、同計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和が保たれたものとして地域管理経営計画をたて、これに従って行うものとされている。

### (3) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法改正により、「森林整備計画制度」として創設された。その後、平成3年の森林法改正により、名称を「市町村森林整備計画」として計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告・調停の制度に加え、都道府県知事による分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設された。さらに、平成10年の森林法改正により、地域森林計画の対象となる民有林の存する全ての市町村が市町村森林整備計画を策定することとされるとともに、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理、伐採計画の変更・遵守命令、施業の勧告の権限が都道府県知事から市町村へ委譲された。

平成13年の森林法改正により、重視すべき公益的機能の別に応じたきめ細かな森林整備を推進するため、従来の「特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項」に替わって「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」が計画事項とされるとともに、伐採届出が伐採及び伐採後の造林の届出に改められた。

市町村森林整備計画においては、

- ① 森林所有者等の行う伐採、造林、間伐及び保育の直接的な規範
- ② 森林施業の共同化の促進、林業従業者の養成・確

保、林業機械の導入促進、作業路網等の整備等の森林施業の合理化に関する事項

等を明らかにするものである。

市町村の長は、個別の森林施業がこれに従って実施されるよう、伐採及び伐採後の造林の届出の受理や森林施業計画の認定及び森林施業計画に基づく伐採等の届出の受理を通じて施業の実施状況を把握し、森林所有者等に対する指導を行うほか、施業の勧告や伐採及び伐採後の造林計画の変更・遵守命令、森林施業計画の認定の取消し等を行うことができることとされている。

特に、間伐・保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（要間伐森林）については、権利移転等の協議の勧告等を行うことができることとされている。

また、市町村森林整備計画の達成の観点から、施業の共同化の安定的な実施を確保するため、市町村の長の認可を受けて

- ① 一団の森林の森林所有者等が締結する、森林施業の共同化及びそのために必要な作業路網等の施設の整備に関する協定
  - ② NPO 法人等と森林所有者等が締結する、森林施業の実施に関する協定
- から成る施業実施協定制度が措置されている。

## 2 森林整備地域活動支援交付金制度

林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林整備が十分に行われない森林が発生するなど、森林の有する多面的機能の發揮に支障を来しかねない事態が生じている。

このため、森林の有する多面的機能が十分に發揮されるよう、計画的な施業が予定されていない森林について、計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、意欲ある林業事業者等による施業の集約化に必要な森林情報の収集活動を支援して施業の集約化を促進するとともに、森林施業計画が作成された森林についても森林所有者等による計画的かつ一体的な施業の実施に必要な施業実施区域の明確化作業等を支援することにより、適切な森林整備の推進を図ることとしている。

### (1) 森林整備地域活動支援交付金

#### ア 森林情報の収集活動

計画的な施業が予定されていない森林において、施業の集約化を進めるための森林情報の収集活動を行う場合に、その実施面積に応じ交付金を交付する。

#### イ 施業実施区域の明確化作業等

森林施業計画が作成された森林において、施業の実施に不可欠な施業区域の明確化作業等の地域活動を行う場合に、交付金を交付する。

予算額 60億704万7千円

## (2) 森林整備地域活動支援推進交付金

地方公共団体が森林整備地域活動支援交付金の交付を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対して交付金を交付する。

予算額 1億3,960万7千円

## 3 民有林治山事業の推進及び保安林制度

### (1) 民有林治山事業の推進

#### ア 森林整備保全事業計画

全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の達成に資するため、森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」等の事業の目標を掲げた森林整備保全事業計画（計画期間平成16年～20年度）に基づき計画的に事業を実施している。

治山事業の主な成果目標は、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を、4万8千集落から5万2千集落に増加させることであり、平成20年度の目標の達成率は93%（見込）である。

表11 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数  
平成16～20年度の実績（見込） 平成20年度目標 達成率（見込）

$$3.7\text{千集落} \div \left( \frac{(52.0\text{千集落} - 48.0\text{千集落})}{5\text{年}} \times 5\text{年} \right) \times 100 = 93\%$$

#### イ 事業実施の概要

平成20年度の民有林治山事業は、当初で事業費1,327億5,948万円（前年当初比92.7%）国費740億9,000万円（前年当初比91.6%）（表12）、補正で事業費89億7,002万円、国費42億1,500万円をもって実施した。

表12 平成20年度民有林治山事業予算

（単位：千円）

| 事 項                 | 事業費         | 国 費        |
|---------------------|-------------|------------|
| 治 山 事 業 費           | 7,738,422   | 5,647,000  |
| 地 す べ り 防 止 事 業 費   | 5,202,998   | 3,863,000  |
| 治 山 事 業 調 査 費       | 161,990     | 161,990    |
| 治 山 事 業 費 補 助       | 109,446,391 | 53,983,010 |
| 山 地 治 山 事 業 費 補 助   | 79,448,566  | 39,659,010 |
| 復 旧 治 山             | 47,231,179  | 23,507,010 |
| 予 防 治 山             | 16,266,616  | 8,139,000  |
| 限界状態設計法等実証          | 108,020     | 53,000     |
| 水 土 保 全 治 山         | 15,842,751  | 7,960,000  |
| 防 災 林 整 備 事 業 費 補 助 | 5,619,057   | 2,899,000  |
| 防 災 林 造 成           | 3,678,785   | 1,947,000  |

|                    |             |            |
|--------------------|-------------|------------|
| 共生保安林整備統合補助        | 1,675,318   | 822,000    |
| 保安林管理道整備           | 264,954     | 130,000    |
| 水源地域等保安林整備事業費補助    | 21,060,343  | 9,712,000  |
| 水 源 地 域 整 備        | 11,959,858  | 5,972,000  |
| 保安林整備              | 9,100,485   | 3,740,000  |
| 治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助 | 1,363,003   | 734,000    |
| 特定流域総合治山事業費補助      | 1,955,422   | 979,000    |
| 地すべり防止事業費補助        | 10,000,000  | 5,000,000  |
| 特定保安施設事業交付金        | 209,676     | 147,000    |
| 後進地域特例法適用団体補助率差額   | —           | 5,288,000  |
| 合 計                | 132,759,477 | 74,090,000 |

### ウ 事業実施状況

#### (ア) 直轄事業

##### a 直轄治山

山地災害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合等、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林において荒廃地等の復旧整備を実施する事業であり、平成20年度は、継続17地区において実施した。

##### b 直轄地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、工事の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合等、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林の地すべり防止区域において地すべりを防止する対策工事を実施する事業である。平成20年度は、平成16年度の台風10号による大規模な地すべりが発生した新規の阿津江地区（徳島県）を含む11地区で実施した。

##### c 調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査及び治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

#### (イ) 補助事業

##### a 山地治山

山地災害を防止するため、渓流や山腹斜面を安定させる治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽工等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施した。

##### b 防災林整備

保安林の機能を維持強化するための森林の整備、潮害、風害等を防止するための森林の造成、防災機能の発揮が必要とされる地域において、森林の総合的な整備等を実施した。

##### c 水源地域等保安林整備

水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備や水源かん養等の機能が低下した保

安林における森林の整備を実施した。

d 治山等激甚災害対策特別緊急

台風・集中豪雨・火山活動等により著しく激甚な災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃地等の復旧整備を実施した。平成20年度の治山激甚災害対策特別緊急事業は、19年災に係る西毛南部地区（群馬県）の新規1地区、18年災に係る長野県中部地区（長野県）の継続1地区において、また地すべり激甚災害対策特別緊急事業は、治山激甚災害対策特別緊急事業と同じ19年災に係る西毛南部地区（群馬県）の新規1地区において実施した。

e 特定流域総合治山

国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している箇所において、一体的な整備を行うことにより、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図った。

f 地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止区域において、地すべりを誘発する地下水の排除等を行う地すべり防止工事を実施した。

(ウ) 災害復旧等事業

治山事業によって設置された林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設の公共土木施設が異常な天然現象により災害を受けた場合、これらの施設の災害復旧事業を実施している。また、林地の被害箇所のうち、人家、公共施設等に係る緊急性の高い箇所については、災害関連緊急治山事業等により、荒廃した林地の早期復旧と二次災害の防止に努めている。

表13 平成20年度災害復旧事業予算

| (単位：千円)     |            |            |
|-------------|------------|------------|
| 区 分         | 事業費        | 国 費        |
| 山林施設災害復旧事業費 | 7,090,403  | 4,792,000  |
| 山林施設災害関連事業費 | 15,650,110 | 10,761,000 |

(2) 保 安 林 制 度

森林は、木材生産機能だけではなく、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、伐採や開発行為等の規制を通じて、森林を適切に保全・管理し、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備について、平成20年度末現在における保安林面積は、実面積で1,191万5千haと我が国の森林面積の47%、国土面積の32%を占めるに至っている。

今後とも、保安林としての指定を計画的に推進するとともに、保安林の機能の十分な保全を図るため、保安林の適切な管理を一層推進していくこととしている。

また、京都議定書に基づく我が国の森林吸収源として天然生林による吸収量を算入するためには、その森林に対して保安林をはじめとした法令等に基づく保護・保全措置が講じられていることが条件となっていることから、保安林の適切な管理は、森林吸収源対策を推進する観点からも重要となっている。

このような中、平成20年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 保安林の指定

平成16年4月1日を始期とする全国森林計画において保安林の配備に関する基本的事項が定められており、これに従い保安林の指定等を行った。

イ 特定保安林の指定

平成20年度は、特に保育・間伐が適切に実施されず過密化した森林等が存することにより機能が低下している保安林約3万9千haの指定を行うとともに、必要な施策が実施され機能の回復が見込まれた特定保安林約4万3千haについて解除を行った。

ウ 保安林の管理

保安林の適正管理を推進するために、衛星画像デジタルデータの活用により、土地の形質の変更等の箇所を抽出して現地調査を行う管理体制の整備を行うとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

エ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、損失補償金を交付した。

## 4 種 苗 生 産 事 業

健全で多様な森林の整備を計画的に推進するためには、優良種苗の安定供給の確保が重要である。このため、次の事業を実施した。

(1) 広域連携優良苗木確保対策

ア 広葉樹等優良種苗確保対策事業

広葉樹林等種苗の広域活用のための調整、生産計画等の情報収集・提供、豊凶調査、採種、乾燥、精選移送、母樹林の整備運営、種子採取、精選、広葉

表14 保安林の種類別面積（平成21年3月31日現在）

（単位：千 ha）

| 森林法<br>第25条<br>第1項 | 所有形態<br>保安林種 | 国有林     | 民有林     | 総数       | 対全保安林<br>比率(%) |
|--------------------|--------------|---------|---------|----------|----------------|
| 1号                 | 水源かん養保安林     | 5,656   | 3,345   | 9,001    | (75.5)         |
| 2号                 | 土砂流出防備保安林    | 1,069   | 1,440   | 2,509    | (20.6)         |
| 3号                 | 土砂崩壊防備保安林    | 19      | 38      | 58       | (0.5)          |
| 1～3号保安林小計          |              | 6,744   | 4,824   | 11,568   | (96.6)         |
| 4号                 | 飛砂防備保安林      | 4       | 12      | 16       |                |
| 5号                 | 防風保安林        | 23      | 34      | 57       |                |
|                    | 水害防備保安林      | 0       | 1       | 1        |                |
|                    | 潮害防備保安林      | 5       | 8       | 14       |                |
|                    | 干害防備保安林      | 50      | 73      | 122      |                |
|                    | 防雪保安林        | 0       | 0       | 0        |                |
| 6号                 | 防霧保安林        | 9       | 53      | 62       |                |
|                    | なだれ防止保安林     | 5       | 14      | 19       |                |
|                    | 落石防止保安林      | 0       | 2       | 2        |                |
| 7号                 | 防火保安林        | 0       | 0       | 0        |                |
| 8号                 | 魚つき保安林       | 8       | 49      | 58       |                |
| 9号                 | 航行目標保安林      | 1       | 0       | 1        |                |
| 10号                | 保健保安林        | 355     | 343     | 698      |                |
| 11号                | 風致保安林        | 13      | 15      | 28       |                |
| 4号以下保安林小計          |              | 474     | 604     | 1,078    | (3.4)          |
| 合 計                |              | 7,218   | 5,428   | 12,646   |                |
| (実 面 積)            |              | (6,865) | (5,049) | (11,915) | (100.0)        |
| 国土面積に対する比率         |              | (18.2)  | (13.4)  | (31.5)   |                |
| 全国森林面積に対する比率       |              | (27.4)  | (20.1)  | (47.5)   |                |
| 所有別森林面積に対する比率      |              | (89.3)  | (29.0)  | —        |                |

注1 各保安林種の面積は、他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上したものである。

2 合計欄の（ ）は、重複面積を差し引いた実面積である。

3 表中の比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

5 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

6 国土面積は平成20年10月1日現在、全国森林面積は平成19年3月31日現在のものである。

樹苗木生産者の認定等を支援した。

20年度は、1,255万9千円を助成した。

#### イ 苗木生産広域流通安定対策事業

都道府県間の種苗の需給バランスの確保を図るための都道府県生産団体への指導及び調整、苗畑調査、播種量・出荷量等の割り当て調整を支援した。

20年度は、400万5千円を助成した。

#### ウ 花粉症対策苗木クローン増殖技術高度化モデル事業

マイクロカッティングによる苗木生産のモデル的实施、習得・普及のための講習会の開催、意向調査の実施等を支援した。

20年度は、1,667万4千円を助成した。

#### エ マイクロカッティング生産促進事業

マイクロカッティングによる苗木生産の導入を促進するため、さし床の整備、得苗率向上のための土壌消毒、発根処理等の初期条件整備を支援するとともに、技術の定着のために必要な指導を行った。

20年度は、2,870万4千円を助成した。

#### (2) 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法（昭和45年5月22日法律第89号）に基づき指定した特別母樹林の所有者に対し、本来得られるであろう所得の損失の一部を補償した。

20年度は、952万2千円を助成した。

## 5 美しい森林<sup>もり</sup>づくり推進国民運動の展開

我が国の3分の2を占める森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全などの多面的な機能を有しているが、林業の採算性の悪化等を背景として適切な整備が行われていない森林がみられるようになっており、森林の有する多面的な機能の低下が懸念される状況となっている。

一方、我が国の森林資源は、戦後築き上げてきた育成林を中心に利用可能な状況になりつつあり、国際的に木材需要が増大している中、今が、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた森林・林業の再生を図っていくチャンスでもある。

このような中、関係省庁の連携の下、国民各層の理解と協力を得ながら、多様で健全な森林づくりを推進するため「美しい森林<sup>もり</sup>づくり推進国民運動」を官民一体となって平成19年2月から展開しているところである。

この運動は、

- ・ 2007年～2012年の6年間で330万 ha の間伐を実施し間伐の遅れを解消
  - ・ 100年先を見据えて広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進
- という目標を掲げ、これを達成するため、
- ① 国産材利用を通じた適切な森林整備
  - ② 森林を支える活き活きとした担い手・地域づくり
  - ③ 都市住民、企業等も含めた森林づくりへの幅広い参画

を目指した取組を総合的に推進するものである。

平成20年度においては、「美しい森林づくり国民運動促進事業」を対し232百万円を計上し、民間主導の国民運動推進組織が行う普及啓発活動や企業等が参加する森林づくり活動等を支援したところである。また、本事業も活用して、新たに国民運動に参加・協力する方々が登録する仕組みである「フォレスト・サポーター」が開始された。

## 6 緑化推進事業の展開

近年における森林に対する国民の要請の多様化、林業を取り巻く情勢の変化とこれに伴う管理不十分な森林の増加、持続可能な森林経営に向けた国際的要請の高まりなどに対応するため、林政の基本理念を、従来の木材生産を主体としたものから、森林の有する多面的機能の持続的発揮を目的としたものに転換し国民的合意の下に政策を進めていくことが必要となり、平成13年6月に成立した「森林・林業基本法」においてこ

の理念が明確化された。

この基本法に基づき策定された「森林・林業基本計画」(平成18年9月改定)では、多面的機能を有する森林の整備・保全は、林業関係者の努力のみならず、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという機運を醸成していくことが重要であるとの認識の下、企業等による森林づくりや、山村地域の住民と都市住民との連携による里山林の再生活動の促進、森林での様々な体験を行う森林環境教育の充実等により、国民参加の森林づくりを一層推進することとしている。

このため、今後の緑化推進事業については、「美しい森林<sup>もり</sup>づくり推進国民運動」の展開を図る中で、全国植樹祭・全国育樹祭等を通じた普及啓発活動、企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動への支援等を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林の整備・保全を促進するほか、里山林の保全管理など市民生活に身近な緑化技術の開発と普及等の施策を一体的に実施し、もって国民参加の森林づくりを推進していくこととしている。

### ア 国土緑化行事

#### (ア) 全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成20年度においては、秋田県北秋田市で開催された。

#### (イ) 全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手入れ(全国植樹祭において天皇皇后両陛下のお手植え・お手播きにより成長した木の枝打ち等)や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成20年度においては、愛媛県松山市で開催された。

### イ 緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、(社)国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が、国民各層に対し募金への協力を呼びかけることにより、森林整備に関する意識醸成を図るとともに、得られた資金により森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成すること

を目的に、毎年2～5月と9～10月に実施しており、平成20年の募金額は、約25億円となった。

#### ウ 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業

緑化行事の開催等により、国民参加の森林づくり活動を広く国民に普及・啓発するとともに、NPOや企業等が参加する森づくり活動のサポート体制の整備、森づくり活動の評価手法の開発や活用などの環境整備を行い、各地域における企業やNPO等の森林整備・保全活動への参加を促進することとし、平成20年度は下記の事業に対し168百万円を計上した。（民間団体向け）

##### （ア）緑づくり普及・啓発

全国的な緑化運動の普及・啓発を図るため、全国植樹祭、全国育樹祭などの国土緑化行事の開催や巨樹などの国民に身近な森林・樹木の保全・管理技術の開発と普及を支援。

##### （イ）多様な主体による森づくり活動のサポート体制の整備

a 企業、NPOなどの森づくりをサポートする森づくり活動支援組織（森づくりコミッション）の活動を促進するため、活動マニュアルの作成、研修の実施、関係者等の情報のネットワーク化などを支援。

b 都市住民による花粉症対策など効果的な森づくり活動や活動の安全確保対策を支援。

##### （ウ）企業の森づくり活動の促進

企業の森づくり活動を促進するため、企業の社会貢献ニーズ調査、企業の経営者やCSR担当者などを対象としたシンポジウムの開催、森づくり活動の評価手法の普及を支援。

#### エ 学校林整備・活用推進事業

青少年の森林体験活動を行う上で絶好の場である学校林の整備・活用を通じて、青少年の森林体験活動の場と機会を確保し、地域に根ざした森林環境教育の充実を図るため、平成20年度は下記の事業に対し16百万円を計上した。（民間団体向け）

##### （ア）学校林活動や学校林の木材利用を促進するためのモデル学校林の設定等

a モデル学校林の設定に係る委員会の開催

b モデル学校林の整備・木材利用計画の策定及びその実施

c 地域関係者を一同に会して行うモデル学校林での体験活動及び研修会の実施

## 7 森林保全

### （1）森林病虫害等被害対策関連事業

森林病虫害等被害対策関連事業については、「森林病虫害等防除法」（昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。）等に基づき、各種の被害対策を実施している。

松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定して被害の終息に努めた。しかし、異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長し、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」（以下「特措法」という。）とした。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様がみられるようになった。このため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半分以上にまで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長した。この改正により「特措法」等に基づき、

① 「保全すべき松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期する

② その「周辺松林」については、樹種転換を促進する

など総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息には至っておらず、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害状況の変動に応じて、防除措置を適時適切に実施できるようにしておく必要がある。このことから、「特措法」の期限切れに当たり、平成9年に「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を行った。以降、「防除法」に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施している。

なお、平成17年11月、政府・与党で合意された三位一体改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲の考え方に基づき、平成18年度から、国庫補助による松くい虫防除は、緯度・高度等の要因により被害拡大の先端地域となっている区域等に限定しているところである。

また、特に近年、カシノナガキクイムシが媒介する病原菌によって、本州の日本海側を中心にミズナラ等

が集団的に枯れる「ナラ枯れ」被害が発生しているため、その防除対策の実施や、新たな防除技術の開発等を推進している。

さらに、シカ等の野生鳥獣による森林被害に対応するため、平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息環境を踏まえた効果的な被害対策を進めることとしている。

#### ア 平成20年度の予算の概要

平成20年度の松林保全総合対策に係る予算については、16億2,729万9千円となっている。一方、松くい虫以外の森林病虫害等被害対策に係る予算（その他森林病虫害等分）については、1億4,965万8千円となっている（表15）。

#### イ 平成20年度の事業概要

##### (ア) 松林保全総合対策

##### a 保全すべき松林の的確な防除と健全化の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を適切に組み合わせた総合的な防除を実施した。また、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

さらに、トキの野生復帰に向けて、営巣木やねぐら木となる松林の保全対策を実施した。

##### b 周辺松林における樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において、松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を推進した。

##### c 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて、防除活動の推進を担う人材の育成等の支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

##### d 森林被害防止技術の開発・普及等の推進

関東以北におけるマツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発を行うとともに、それらの増殖を行い、都道府県に対しその苗木を供給するための事業を推進した。

また、マツノマダラカミキリの天敵微生物であるボーベリア菌を用いた効率的かつ効果的な防除手法を開発するための実証事業等を実施した。

##### (イ) その他森林病虫害等被害対策

近年被害が拡大傾向にあるナラ枯れ被害の対策

として、被害木の駆除措置及び健全木の予防措置を一体的に実施した。また、その他の森林病虫害等による被害のまん延を防止するため、防除を実施した。

シカ等の野生鳥獣による森林被害の防除事業及び野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

表15 平成20年度森林病虫害等被害対策関連予算内訳

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ○松林保全総合対策         | 1,627,299         |
| ＜非公共＞             |                   |
| 森林病虫害等防除事業        | 832,299           |
| （松くい虫対策分）         |                   |
| 抵抗性品種等緊急対策事業      | 48,217<br>の内数     |
| ＜公共＞              |                   |
| 保全松林緊急保護整備事業      | 795,000           |
| 森林災害等復旧林道開設事業     | 40,000<br>の内数     |
| ○その他森林病虫害等対策      | 149,658           |
| ＜非公共＞             |                   |
| 森林病虫害等防除事業        | 149,658           |
| （その他森林病虫害等分）      |                   |
| ○森林・林業・木材産業づくり交付金 |                   |
| ＜非公共＞             |                   |
| 森林資源の保護           | 9,691,997 の<br>内数 |

#### (2) 森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を発揮していくためには、林野火災等各種の森林被害について、未然防止や早期発見により、被害を最小限に止めるなど、森林を適切に保全していくことが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等による森林への入込者の増大等により、山火事や不法投棄等の発生が懸念されている。

このため、林野火災予防対策及び森林保全管理対策について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、これらの諸般の施策を地域の実情に応じて総合的に実施するため、平成20年度においては、森林・林業・木材産業づくり交付金（96億9,199万7千円の内数）により助成した。

##### ア 林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成16～20年の年平均でみると出火件数2,086件、焼損面積1,014ha、損害額約5億3千万円となっている。

また、林野火災の出火原因については、平成16～20年の年平均で、たき火によるものが全体の26.5%を占め最も多く、次いで放火（疑い含む）13.1%、火入れ12.8%の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、林野火災予防体制の強化、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化等を行った。さらに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火管理道等を整備した。

#### イ 森林保全管理対策

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大等に伴う林野火災や不法投棄等の森林被害の増加を防止するため、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

#### (3) 林地開発許可制度

#### ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

#### (ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1 haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### (イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対

し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- b 水害を発生させるおそれがあること。
- c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。
- d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

#### (ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

#### イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和50年度以降平成5年までは、平均年間1万 haの開発が許可されたが、平成5年度以降は大幅な減少に転じ、平成20年度は1,890haが許可されている。

また、開発行為の目的別面積は、制度開始直後に大部分を占めた農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも平成5年度以降は大幅に減少している。

なお、平成17年度において「道路の新設または改築」が突出しているが、これは、許可を必要としなかった日本道路公団による開発について、平成17年10月1日の分割民営化に伴い許可を要するようになり、その時点で既に着手している開発についての許可申請が集中したためである。（表16）

## 8 林業・山村の活性化

### (1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センタ

表16 林地開発許可制度の運用状況（年度別許可面積の推移）

| 区分<br>年度<br>開発行為の目的 | 件 数 (件)     |         |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |        |
|---------------------|-------------|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
|                     | 昭和<br>49～63 | 平成<br>元 | 2     | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  | 計      |
| 工事・事業場用地の造成         | 1,444       | 133     | 141   | 139 | 136 | 126 | 104 | 102 | 118 | 107 | 112 | 67  | 41  | 69  | 59  | 68  | 67  | 86  | 84  | 75  | 72  | 3,348  |
| 住宅用地の造成             | 1,277       | 49      | 73    | 67  | 85  | 71  | 68  | 68  | 59  | 68  | 48  | 55  | 27  | 22  | 17  | 9   | 12  | 15  | 19  | 29  | 15  | 2,152  |
| 別 荘 地 の 造 成         | 177         | 17      | 26    | 14  | 12  | 6   | 6   | 3   | 6   | 5   | 1   | 2   | 3   | 1   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2   | 2   | 285    |
| ゴルフ場の設置             | 882         | 146     | 130   | 142 | 165 | 93  | 73  | 47  | 30  | 14  | 13  | 7   | 5   | 1   | 5   | 3   | 1   | 3   | 1   | 1   | 2   | 1,764  |
| レジャー施設の設置           | 577         | 83      | 100   | 66  | 60  | 49  | 51  | 41  | 28  | 20  | 27  | 10  | 8   | 17  | 9   | 7   | 9   | 5   | 11  | 8   | 6   | 1,192  |
| 農 用 地 の 造 成         | 9,752       | 209     | 161   | 137 | 106 | 91  | 86  | 92  | 54  | 54  | 63  | 61  | 53  | 47  | 45  | 56  | 49  | 48  | 41  | 61  | 58  | 11,324 |
| 土 石 の 採 掘           | 6,623       | 311     | 281   | 244 | 248 | 262 | 248 | 212 | 216 | 254 | 207 | 227 | 174 | 174 | 160 | 135 | 127 | 115 | 119 | 108 | 111 | 10,556 |
| 道路の新設又は改築           | 80          | 3       | 6     | 8   | 0   | 2   | 6   | 4   | 2   | 2   | 0   | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 34  | 6   | 15  | 18  | 195    |
| そ の 他               | 2,572       | 162     | 139   | 107 | 99  | 111 | 84  | 69  | 65  | 49  | 70  | 50  | 32  | 48  | 54  | 31  | 28  | 33  | 47  | 34  | 27  | 3,911  |
| 計                   | 23,384      | 1,113   | 1,057 | 924 | 911 | 811 | 726 | 638 | 578 | 573 | 541 | 481 | 345 | 381 | 352 | 310 | 294 | 339 | 328 | 333 | 311 | 34,727 |

| 区分<br>年度<br>開発行為の目的 | 面 積 (ha)    |         |        |        |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |
|---------------------|-------------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
|                     | 昭和<br>49～63 | 平成<br>元 | 2      | 3      | 4      | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    | 11    | 12    | 13    | 14    | 15    | 16    | 17    | 18    | 19    | 20    | 計       |
| 工事・事業場用地の造成         | 6,688       | 802     | 836    | 897    | 821    | 781   | 562   | 575   | 556   | 760   | 464   | 343   | 184   | 297   | 315   | 238   | 125   | 443   | 407   | 518   | 465   | 17,077  |
| 住宅用地の造成             | 12,810      | 392     | 600    | 401    | 788    | 663   | 823   | 564   | 641   | 636   | 505   | 715   | 187   | 95    | 3     | 34    | 116   | 72    | 72    | 111   | 34    | 20,262  |
| 別 荘 地 の 造 成         | 1,122       | 86      | 101    | 85     | 100    | 24    | 14    | 13    | 89    | 47    | 3     | 21    | 58    | 9     | 6     | 0     | 0     | -2    | 0     | 10    | 12    | 1,798   |
| ゴルフ場の設置             | 37,112      | 7,386   | 5,755  | 6,756  | 8,388  | 4,760 | 3,274 | 2,091 | 1,530 | 296   | 615   | 142   | 186   | 30    | -3    | 14    | -1    | 8     | -1    | 9     | 9     | 78,356  |
| レジャー施設の設置           | 3,342       | 637     | 596    | 733    | 341    | 588   | 259   | 121   | 185   | 53    | 125   | 52    | 18    | 56    | 33    | 4     | 36    | 32    | 59    | 23    | -33   | 7,260   |
| 農 用 地 の 造 成         | 39,511      | 795     | 639    | 427    | 386    | 351   | 347   | 328   | 203   | 196   | 288   | 254   | 173   | 140   | 180   | 189   | 168   | 194   | 211   | 292   | 231   | 45,503  |
| 土 石 の 採 掘           | 23,846      | 1,730   | 1,593  | 1,604  | 1,578  | 1,950 | 1,774 | 1,503 | 1,695 | 1,927 | 1,808 | 1,840 | 1,441 | 1,329 | 1,349 | 1,064 | 1,003 | 892   | 1,054 | 1,009 | 899   | 52,888  |
| 道路の新設又は改築           | 263         | 12      | 23     | 22     | 4      | 3     | 20    | 10    | 9     | 6     | 0     | 8     | 6     | 4     | 2     | 3     | 10    | 1,239 | 47    | 249   | 87    | 2,027   |
| そ の 他               | 8,922       | 592     | 556    | 531    | 410    | 490   | 413   | 393   | 255   | 204   | 314   | 192   | 151   | 209   | 226   | 182   | 172   | 87    | 253   | 181   | 186   | 14,919  |
| 計                   | 133,616     | 12,432  | 10,699 | 11,456 | 12,816 | 9,610 | 7,486 | 5,598 | 5,163 | 4,125 | 4,122 | 3,567 | 2,404 | 2,169 | 2,111 | 1,728 | 1,629 | 2,965 | 2,102 | 2,402 | 1,890 | 240,090 |

(注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に残置する森林を含まない。

2 件数は、新規許可処分に係るものであり、面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。

3 「その他」の項には、産業廃棄物処理場、残土処理場、福祉施設、墓地等が含まれる。

一」及び「協議会」の設置、「流域林業活性化実施計画」の策定等の推進体制整備を行うとともに、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業等に関する情報の収集・提供の実施、さらに都道府県境を越える圏域による上下流連携等による森林整備を促進するための普及・啓発、地域材の利用拡大等を行う事業を実施した。

## (2) 森林資源の活用等による魅力ある山村づくり

林業就業者の多くが居住する山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たすことが期待されており、その活性化を図る必要がある。

このため、森林資源等を活用した新たなビジネス（森林・山業）の創出、山村と都市が連携して行う意欲的・先導的な取組を支援するとともに、山村活性化に資する人材の育成等を行った。

また、特用林産物の新たな需要の開拓などによる山村地域の再生、活性化を図るため、生産基盤の高度化や作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備を推進するとともに、林業従事者等

の山村への定住促進に必要な、用排水施設、コミュニティ施設、防災安全施設等の生活環境を整備した。

## (3) 森林の多様な利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

### ア 森林環境教育の推進

森林環境教育は、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性等に対する理解を深めるものであり、森林吸収源対策の推進に必要不可欠である。

また、子どもたちの「生きる力」を育む観点から、森林・林業分野においてもこれまで以上に様々な体験の機会を提供していくことが重要であり、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増

進及び環境教育の推進に関する法律」においては、体験活動の場として、森林が明記されている。

このため、子どもたちの体験学習の場や生涯学習の場など教育的利用に供する森林・施設の整備を助成する事業を実施するとともに、文部科学省の青少年体験活動総合プランとの連携事業として、「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を実施した。

また、森林の保健・文化・教育的利用を通じて国民福祉の向上と山村地域の活性化に資するとともに、地球温暖化防止対策における森林整備と資源の循環利用の意義や森林・林業・山村の果たす役割への理解を深めるため、森林環境教育について、ホームページ上に開設した「森林環境教育ネットワーク」を通じて森林環境教育実践者の情報交換・相互交流や地域における連携・協力に向けた取組を行った。

#### イ 里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じることができると、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。

このため、身近な里山林や都市近郊林を保健・文化・教育的な利用と一体的に行う森林整備等の住民参加型の取組を支援し、継続的に利用され維持管理されていく状態の回復・創出を図る取組を行った。

また、流域の上下流の森林所有者と利用者等の連携により里山林利用協定等の締結や利用活動の立ち上げを支援するなど、多様な保全・利用活動を促進する取組を行った。

## 第3節 森林・林業・木材産業 づくり交付金

### 1 交付金の趣旨

森林・林業基本法に掲げる基本理念の実現を図ることを目的として実施してきた「森林づくり交付金」と「強い林業・木材産業づくり交付金」を一体化すること等により、川上・川下の連携強化による木材の安定供給及び間伐の推進等を図りつつ、使いやすさの更なる向上による地域の自主性・裁量を高めることを通じた森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進する。

予算額 9,691,997千円（新規）

## 2 交付金の対象メニュー

### <ハード>

#### (1) 森林整備の推進

森林整備を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設等の整備を支援するとともに、未整備森林対策として実施するモデル的な間伐等を推進。

#### (2) 森林の多様な利用・緑化の推進

森林環境教育など継続的な体験活動の場、知識から技術まで林業体験学習の場となる森林・施設の整備を支援。

#### (3) 花粉発生源対策の推進

花粉症対策の苗木の生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良等による花粉発生源対策の計画的な推進。

#### (4) 望ましい林業構造の確立

林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るため、施業等の集約化や低コスト化に必要な施設の整備等を支援。

#### (5) 特用林産の振興

品質管理体制の強化等のための施設の整備、竹の新たな用途開拓に必要な加工施設等の整備による特用林産物の生産・供給体制を確立。

#### (6) 木材利用及び木材産業体制の整備推進

地域材生産・物流拠点など木材加工流通施設の整備による木材産業の構造改革を推進するとともに、地域材を利用した公共施設や未利用木質資源を総合的に利活用する施設等の整備による地域材や木質バイオマスの利用を推進。

#### (7) 市町村直接交付モデル整備

川上・川下の連携強化による木材の安定供給及び間伐の推進等を図るとともに、地域のニーズに機動的に対応するため、上記(1)～(6)のメニューを対象に、国から市町村に直接交付する仕組みを導入。

### <ソフト>

#### (1) 山地防災情報の周知

行政と住民との防災に関する情報共有体制の整備、住民等の団体が行う治山施設等の巡視・点検などの協働活動等により地域住民の防災体制を強化。

#### (2) 森林資源の保護

森林病虫害や野生鳥獣の被害が発生しにくい森林環境の整備・保全、林野火災防止意識の啓発、森林保全推進員の養成等により森林資源の保護を推進。

#### (3) 林業担い手等の育成確保

林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の支援と林業労働災害防止のための研修等の実施。

(前年度 559,040千円)

## 第4節 森 林 組 合

### 1 森林組合等の活動状況

平成19年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会46、森林組合736、生産森林組合3,280が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて159万人（地区内森林所有者の49％）の組合員（2,172人／組合）で構成され、その所有森林面積は、1,109万 ha（県有林を除く民有林の70％）に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために雇用労働者がいる森林組合は678組合で、総人員は、27千人となっている。

財務状況については、払込出資金の1組合あたりの平均は、7,164万円（前年度6,850万円）と推移しており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成19年度における事業取扱量については、新植面積19千 ha（前年度比108％）、保育面積376千 ha（前年度比107％）〔うち除伐・切捨間伐面積212千 ha（前年度比112％）〕、素材生産量3,287千 m<sup>3</sup>（前年度比109％）となっている。

一方、生産森林組合は、平成19年度末において、255千人の組合員により、345千 haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会は、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

### 2 森林組合等の育成強化

#### 施業集約化・供給情報集積事業

森林組合等林業事業体の活性化を通じて、林業生産コストを削減し、国産材の安定供給体制を確立するため、「森林施業プランナー」の養成を加速化し、森林所有者への積極的な働きかけにより、集約化した施業の安定的な受託を推進するとともに、不在村森林所有者への働きかけを強化した。

予算額 591,756千円

## 第5節 林業労働力対策

### 1 林業就業者の現状

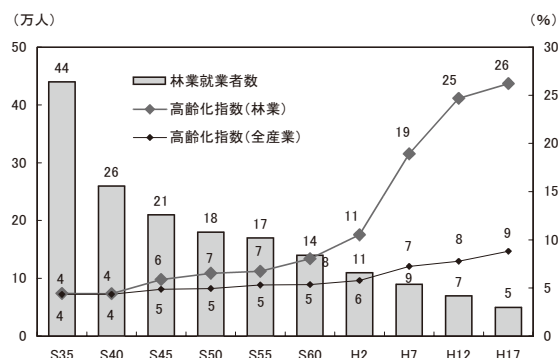
国勢調査によると、平成17年における林業就業者数は4万7千人で、ここ10年間で約4万人減少した。

また、年齢構成は、65歳以上が26％と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると約3倍となっている。

林業就業者の減少と高齢化がこのまま進めば、森林整備に必要な担い手が確保されず適切な森林整備が進まないこととなり、地球温暖化を進める温室効果ガスの削減目標達成や山村地域の活性化が困難となるおそれがある。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組合、素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

表17 林業就業者数及び高齢化の推移



資料：総務省「国勢調査」、高齢化指数は、65歳以上の割合。

### 2 緑の雇用担い手対策事業

林業への就業・定着を進め、林業就業者の高齢化を抑制し、もって、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な推進及び地域の活性化等に資することを目的に、U・Iターン者等を含む森林の保全・整備に意欲を有する者に対して、林業就業に必要な基本的な技術から、低コスト施業等の実施に必要なものまで、様々な技術の研修を実施した。

予算額 6,700,000千円

(前年度 6,700,000千円)

### 3 林業担い手等の育成確保

#### 森林・林業・木材産業づくり交付金

林業事業体の経営合理化計画の認定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械等のリース・レンタル事業の実施並びに将来の作業班のリーダー（班長）養成研修等を実施し林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の推進に要する経費の一部を助成した。

また、林業における労働災害については、他産業に比べ発生頻度は今なお高い状況にあることから、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技術向上の促進及び蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する講習会等に要する経費の一部を助成した。

予算額 9,691,997千円の内数  
(前年度 9,755,570千円の内数)

### 4 林業事業体就業環境改善対策

森林吸収源対策の推進や国産材の安定供給体制整備に向けた担い手の確保のため、林業事業体の経営改善や就業条件等の整備に関する評価基準の作成に必要な林業事業体の事業量、生産性、雇用状況、安全対策等の事業体情報を収集。

予算額 27,400千円

### 5 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を林業労働力確保支援センターが貸し付ける林業就業促進資金に助成した。

#### 貸付条件

- a 利 率：無利子
- b 償還期間：20年以内（据置期間4年以内を含む。）認定事業主への貸付は、13年以内とする。（据置期間4年以内を含む。）
- c 貸付限度額：1人につき  
就業準備資金 150万円  
就業研修資金 月額5～15万円  
ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。

予算額 5,000千円

(前年度 10,000千円)

## 第6節 林産物の需給及び加工流通対策

### 1 木材需給・木材工業等の動向

#### (1) 木材需給の動向

##### ア 需給の動向

我が国の木材(用材)需要量は、住宅需要の低迷等から減少傾向であり、平成10年から8千万㎡台で推移し、平成14年からは9千万㎡台で推移したが、平成20年は前年に比べて5%減少の7,797万㎡となった。

用途別でみると、総需要量(用材)のうち、製材用が35%、パルプ・チップ用が49%、合板用が13%を占めており、製材用の需要量は漸減傾向で推移している。

また、製材用及び合板用は住宅等の需要の減少から前年を下回り、一方、パルプ・チップ用は製品のチップ輸入量が増加したことなどから前年を上回った。

国産材の用材供給量は昭和63年以降減少し続けたが、平成15年より増加に転じ、平成20年も前年を上回り1,873万㎡となり、6年連続の増加となった。

表18 木材(用材)需給の現状

(単位：千㎡ ( )内は対前年比%)

| 区 分      | 19年           |   | 20年           |   |
|----------|---------------|---|---------------|---|
|          | 需             | 要 | 需             | 要 |
| 総 数      | 82,361( 94.9) |   | 77,965( 94.7) |   |
| 製 材 用    | 30,455( 92.2) |   | 27,152( 89.2) |   |
| 合 板 用    | 11,260( 82.1) |   | 10,269( 91.2) |   |
| パルプ・チップ用 | 37,124(100.6) |   | 37,856(102.0) |   |
| そ の 他 用  | 3,522(112.5)  |   | 2,688( 76.3)  |   |
| 供 給      |               |   |               |   |
| 総 数      | 82,361( 94.9) |   | 77,965( 94.7) |   |
| 国 内 生 産  | 18,626(105.7) |   | 18,731(100.6) |   |
| 外 材 輸 入  | 63,735( 92.1) |   | 59,234( 92.9) |   |

##### イ 住宅建設の動向

木材需要の大宗を占める住宅の着工動向をみると、平成8年には、消費税率改定前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となったが、平成9年には、前年の駆け込み需要等の反動により139万戸に減少した。平成10年以降は120万戸内外で推移していたが、平成19年には、改正建築基準法の影響により、大きく落ち込み106万戸となり、平成20年には、若干の持ち直しもみられたものの、サブブ

表19 新設住宅着工戸数の推移

(単位：戸、%)

|      | 総 計       |       | 木 造 住 宅 |       |      |         |       |           |       |        |       |         | 非木造住宅 |  |
|------|-----------|-------|---------|-------|------|---------|-------|-----------|-------|--------|-------|---------|-------|--|
|      |           |       | 計       |       | 木造率  | 在来工法    |       | ツーバイフォー工法 |       | プレハブ工法 |       |         |       |  |
|      | 前年比       | 前年比   | 前年比     | 前年比   |      | 前年比     | 前年比   | 前年比       | 前年比   |        |       |         |       |  |
| 平成元年 | 1,662,612 | -1.3  | 719,870 | 3.2   | 43.3 | 640,348 | 2.4   | 47,572    | 46.5  | 31,950 | -18.5 | 942,742 | -4.5  |  |
| 2    | 1,707,109 | 2.7   | 727,765 | 1.1   | 42.6 | 642,102 | 0.3   | 51,093    | 7.4   | 34,570 | 8.2   | 979,344 | 3.9   |  |
| 3    | 1,370,126 | -19.7 | 624,003 | -14.3 | 45.5 | 545,366 | -15.1 | 45,437    | -11.1 | 33,200 | -4.0  | 746,123 | -23.8 |  |
| 4    | 1,402,590 | 2.4   | 671,130 | 7.6   | 47.8 | 580,799 | 6.5   | 52,933    | 16.5  | 37,398 | 12.6  | 731,460 | -2.0  |  |
| 5    | 1,485,684 | 5.9   | 697,496 | 3.9   | 46.9 | 603,666 | 3.9   | 56,299    | 6.4   | 37,531 | 0.4   | 788,188 | 7.8   |  |
| 6    | 1,570,252 | 5.7   | 721,431 | 3.4   | 45.9 | 619,103 | 2.6   | 64,037    | 13.7  | 38,291 | 2.0   | 848,821 | 7.7   |  |
| 7    | 1,470,330 | -6.4  | 666,124 | -7.7  | 45.3 | 554,690 | -10.4 | 73,989    | 15.5  | 37,445 | -2.2  | 804,206 | -5.3  |  |
| 8    | 1,643,266 | 11.8  | 754,296 | 13.2  | 45.9 | 619,028 | 11.6  | 93,693    | 26.6  | 41,575 | 11.0  | 888,970 | 10.5  |  |
| 9    | 1,387,014 | -15.6 | 611,316 | -19.0 | 44.1 | 497,843 | -19.6 | 79,458    | -15.2 | 34,015 | -18.2 | 775,698 | -12.7 |  |
| 10   | 1,198,295 | -13.6 | 545,133 | -10.8 | 45.5 | 447,287 | -10.2 | 67,923    | -14.5 | 29,923 | -12.0 | 653,162 | -15.8 |  |
| 11   | 1,214,601 | 1.4   | 565,544 | 3.7   | 46.6 | 458,146 | 2.4   | 75,864    | 11.7  | 31,534 | 5.4   | 649,057 | -0.6  |  |
| 12   | 1,229,843 | 1.3   | 555,814 | -1.7  | 45.2 | 446,359 | -2.6  | 79,114    | 4.3   | 30,341 | -3.8  | 674,029 | 3.8   |  |
| 13   | 1,173,858 | -4.6  | 522,823 | -5.9  | 44.5 | 418,402 | -6.3  | 77,235    | -2.4  | 27,186 | -10.4 | 651,035 | -3.4  |  |
| 14   | 1,151,016 | -1.9  | 503,761 | -3.6  | 43.8 | 401,029 | -4.2  | 78,988    | 2.3   | 23,744 | -12.7 | 647,255 | -0.6  |  |
| 15   | 1,160,083 | 0.8   | 523,192 | 3.9   | 45.1 | 418,426 | 4.3   | 81,502    | 3.2   | 23,264 | -2.0  | 636,891 | -1.6  |  |
| 16   | 1,189,049 | 2.5   | 540,756 | 3.4   | 45.5 | 427,746 | 2.2   | 90,706    | 11.3  | 22,304 | -4.1  | 648,293 | 1.8   |  |
| 17   | 1,236,175 | 4.0   | 542,848 | 0.4   | 43.9 | 426,299 | -0.3  | 95,824    | 5.6   | 20,725 | -7.1  | 693,327 | 6.9   |  |
| 18   | 1,290,391 | 4.4   | 559,201 | 3.0   | 43.3 | 432,731 | 1.5   | 105,390   | 10.0  | 21,080 | 1.7   | 731,190 | 5.5   |  |
| 19   | 1,060,741 | -17.8 | 504,546 | -9.8  | 47.6 | 388,435 | -10.2 | 98,555    | -6.5  | 17,556 | -16.7 | 556,195 | -23.9 |  |
| 20   | 1,093,485 | 3.1   | 516,868 | 2.4   | 47.3 | 391,221 | 0.7   | 107,707   | 9.3   | 17,940 | 2.2   | 576,617 | 3.7   |  |

資料：国土交通省「住宅着工統計」

ライムローン問題を背景に、アメリカの住宅バブル崩壊に端を発した国際的な金融危機等の影響から、我が国でも生産・金融・消費の縮小がみられ、109万戸となった。

木造住宅についてもこの影響を受け、平成19年は前年に比べ10%減少し50万戸であったが、平成20年は52万戸と前年に比べ若干の増加となった。工法別でみると、平成19年はプレハブ工法の落ち込みが大きく前年に比べ17%減、在来工法も10%の落ち込みであったが、平成20年はツーバイフォーが過去最高の11万戸となった。

#### ウ 価格の動向

平成20年のスギ中丸太の価格は、製材品の荷動きの低下等から7月まで下落したが、その後需要回復等から上昇した。しかし、住宅着工の低迷による需要の減少から荷動きが低下し、12月には再び下落した。

一方、輸入丸太のうち米材(ベイマツ)の価格は、年前半は横ばいで推移したが、需要の回復から、その後上昇に転じ、需要が再び減少すると秋口から下落した。

合板も、年前半は横ばいであったが、その後上昇傾向となり、秋口から下落した。ホワイトウッド集成管柱(国産)は、年初から上昇傾向であったが、その後横ばいとなり、秋口から下落した。

平成20年の平均価格をみると、国産材は下落傾向、

外材は上昇傾向であった。丸太では、スギ中丸太12,200円、ヒノキ中丸太23,600円、ベイツガ27,300円、ベイマツ30,500円であった。また、製材品では、スギ正角42,400円、ヒノキ正角67,900円、ベイマツ平角56,100円であった。また、針葉樹合板は990円、ホワイトウッド集成管柱(国産)は2,400円であった。

#### (2) 木材貿易の動向

##### ア 輸入

20年の丸太輸入量は623万m<sup>3</sup>で、前年比69%、製材輸入量は652万m<sup>3</sup>で同89%と大きく減少した。これは景気低迷による国内需要量の減退、中国等の需要増加を受けた外材の価格高騰等が要因と考えられる。

また、我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、製品輸入割合が増加している。

丸太の主な輸入先別の内訳は、米材44% (前年比92%)、南洋材12% (同68%)、北洋材30% (同46%)となっており、シェアの小さい欧州材 (同98%)、アフリカ材 (同46%)、中国材 (同76%) も含め、多くの地域で輸入量が前年より大きく減少しているなか、ニュージーランド材は14% (同104%) と僅かに増加している。

製材の主な輸入先別の内訳は、米材45% (前年比107%)、南洋材3% (同72%)、北洋材11% (同70%)、ニュージーランド材3% (同101%)、欧州材31% (同

76%)、チリ材 6 % (同100%)、中国材 2 % (同80%) となっており、米材が若干増加した一方で欧州材や北洋材は大きく減少した。

表20 木材の輸入量

|          |   | 19年   |       |        | 20年   |       |        |
|----------|---|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
|          |   | 丸太    | 製材    | 計      | 丸太    | 製材    | 計      |
| 米        | 材 | 2,973 | 2,705 | 5,678  | 2,745 | 2,904 | 5,649  |
| 南        | 洋 | 1,054 | 228   | 1,282  | 721   | 164   | 885    |
| 北        | 洋 | 4,039 | 1,017 | 5,056  | 1,867 | 715   | 2,582  |
| ニュージーランド | 材 | 813   | 168   | 981    | 842   | 170   | 1,011  |
| 欧        | 州 | 42    | 2,637 | 2,679  | 41    | 2,010 | 2,051  |
| アフリカ     | 材 | 11    | 2     | 13     | 5     | 1     | 6      |
| チ        | リ | 15    | 404   | 419    | 0     | 404   | 405    |
| 中        | 国 | 7     | 146   | 153    | 5     | 117   | 122    |
| そ        | の | 19    | 48    | 67     | 2     | 36    | 38     |
| 合        | 計 | 8,973 | 7,354 | 16,327 | 6,228 | 6,522 | 12,750 |

注) 数値の合計値は、四捨五入のため計に一致しない場合がある。

金額ベースでみると、20年の木材(丸太、製材、合板、チップ等の HS44類計)輸入は、1兆1,579億円(前年比83%)で我が国の20年の輸入総額78兆9,547億円(同107%)の1.5%を占めている。

国別では中国が1,600億円(前年比87%)と最も多く、次いでマレーシア1,494億円(同83%)、カナダ1,267億円(同93%)、豪州1,216億円(同103%)、米国917億円(同89%)、インドネシア831億円(同69%)、チリ613億円(同113%)、ロシア610億円(同53%)となっている。

#### (ア) 米材

20年の米材輸入量は丸太275万m<sup>3</sup>(前年比92%)、製材290万m<sup>3</sup>(同107%)となった。国別では、米国が丸太197万m<sup>3</sup>(同92%)、製材26万m<sup>3</sup>(同135%)、カナダが丸太77万m<sup>3</sup>(同94%)、製材264万m<sup>3</sup>(同105%)となっている。

#### (イ) 南洋材

20年の南洋材輸入量は丸太72万m<sup>3</sup>(前年比68%)、製材16万m<sup>3</sup>(同72%)、合板275万m<sup>3</sup>(同90%)となっている。

丸太については、マレーシアから58万m<sup>3</sup>を輸入しており、南洋材丸太輸入の80%を占めている。

合板輸入では、マレーシアが総輸入量の62%(190万m<sup>3</sup>、前年比100%)、インドネシアが27%(84万m<sup>3</sup>、同75%)と南洋材が輸入の大半を占めている。

なお、インドネシアでは資源保護の観点から丸太の輸出が禁止され、マレーシアのサバ州、サラワク州では丸太輸出枠が設定されている。

#### (ウ) 北洋材

20年の北洋材の輸入量は丸太187万m<sup>3</sup>(前年比

46%)、製材72%(同70%)と大きく減少している。丸太輸出税引き上げの動向が不透明な中、製品輸入や安定供給可能な代替材へのシフトが着実に進みつつある。

#### (エ) 中国

20年の中国からの木材輸入額は1,600億円(前年比87%)で、全体の14%を占めて第一位となった。中国からの輸入は集成材、木製品、割り箸等の加工度の高い製品の割合が高く、丸太、製材は僅かである。

#### イ 輸出

20年の木材の輸出額は120億円(前年比104%)と増した。

輸出品の内訳は、製材26億円(前年比144%)、木製建具15億(同83%)、薄板・単板11億円(同83%)、パーティクルボード8億円(同95%)、丸太7億円(同179%)となっている。

国別内訳は、中国が27%(32億円、前年比93%)で、以下フィリピン17%(20億円、同171%)、米国14%(17億円、同91%)、韓国12%(14億円、同115%)、台湾7%(8億円、同149%)、ベトナム3%(4億円、同82%)、インドネシア3%(4億円、同85%)の順となっている。

#### (3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、昭和60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機として新設住宅着工戸数は回復を示し62年から平成2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。8年においては大幅に増加したが、その反動と景気の低迷による個人消費の落ち込み等から、9年、10年にはそれぞれ、139万戸、120万戸まで減少した。その後も景気低迷が続くなか、11年、12年には微増したものの、13年には117万戸、14年には115万戸まで減少した。15年以降やや持ち直したものの19年の改正建築基準法施行の影響により106万戸まで大きく落ち込み、平成20年には若干の持ち直しもみられたものの、昨今の国際的な金融危機等の影響から我が国でも生産・金融・消費の縮小がみられ、109万戸にとどまっている。

また、長期にわたる木材価格の低迷に加え、国際化の進展に伴う輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木材の主たる需要先である木造住宅分野においては、建設コストの低減、施工期間の短縮等の建築の合理化の進展とともに、耐震性や断熱性といった性

能に対する要求が高まっていることから、強度等の品質・性能が明確な資材へと大きく変化するといった需要構造の変化が生じており、これらの需要に的確に対応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

#### ア 製材業

20年末における製材工場数は7,378工場で前年に比べ527工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は102.1kw（前年比102%）と僅かながら増加しているが、75kw未満の工場数が全体の67%を占めており、依然として零細性を表している。20年における製材用素材の総入荷量は1,757万㎡（前年比90.3%）となった。このうち、国産材は前年に比べ7.3%減少、外材は前年に比べ13.5%減少したものの、製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く、36.8%となっている。

また、製材品出荷量は1,088万㎡（前年比93.6%）となり、これを用途別にみると、建築用材81%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材12%、家具・建具用材1%、その他用材3%となっている。

#### イ 合板工業

20年末の合単板製造工場数は、前年に比べ15工場減少し233工場となった。これを類型別にみると普通合板を生産する工場は45工場、特殊合板のみを生産する製造工場は6工場減少して166工場、単板のみを生産する工場は、1工場減少して22工場となった。

20年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ124万㎡減少し399万㎡となった。材種別にはロシアにおける丸太の輸出関税の影響もあり、北洋材を中心に外材が前年より175万㎡減少し185万㎡、国産材については前年より51万㎡増加し214万㎡となった。

20年の普通合板の生産量は259万㎡（前年比84.2%）、特殊合板の生産量は83万㎡（前年比89.3%）となった。

## 2 林産物の供給及び利用の確保

### (1) 木材産業の健全な発展

#### ア 木材産業の事業基盤の強化

木材産業の構造改革を促進し、国際的に競争力のある地域材の供給体制を整備するため、都道府県が策定した「林業・木材産業構造改革プログラム（以下、「構造改革プログラム」という）」に即して、木材産業の構造改革及び地域材の先進産地形成のための加工流通拠点施設等の整備を集中的かつ効率的に

実施した。

また、木材の需給動向に即応できる木材産業への体質改善を図り、品質・性能の明確な木材を安定的に供給するため、製材業者等に対して、木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化等に伴う設備の導入・廃棄等に必要な資金の借入について利子助成を行った。

さらに、乾燥材や集成材等の品質・性能が明確な製品の供給能力を高めるために必要な機械設備のリース料の一部助成を実施し、木材乾燥設備、集成材製造設備等の導入を推進した。

このほか、木材チップの安定供給体制の構築のため、チップ製造業者の現状と課題等についての調査分析やチップの安定供給に向けた協約締結の促進等を実施した。

#### イ 木材産業等と林業との連携の推進

原木の安定的な供給を確立するための協定締結等を促進するとともに、「構造改革プログラム」に即し、効率的な素材生産作業システムの構築、新たな森林施業技術等に対応した研修会の開催、生産者と需要者間の安定供給に向けた取組等を実施した。

また、原木供給者である素材生産業者を取りまとめ、製材工場等の需要者のニーズと的確にマッチングさせることにより大ロットで安定的な原木の供給体制の整備を推進した。

#### ウ 流通及び加工の合理化

木材の流通及び加工の合理化を図るため、地域特性を生かした加工・流通施設の整備、乾燥材等品質・性能が明確な製品の供給体制の整備、製品の品質管理等の研修会の開催、木材製品の電子商取引等の環境整備や共同受発注などを実現する情報ネットワークシステムの開発・普及、公正な立木取引を可能にする「立木公開市場」の調査・分析、乾燥材供給者等に関するデータベース及び検索システムの整備などを実施した。

また、大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める集成材や合板等の品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するために、効率的な素材生産・原木流通システムの構築や製材工場のラミナ工場への再編等をモデル的に実施した。

さらに、川上から川下までの合意形成に基づき、施業・経営の集約化、森林施業、生産流通における低コスト化、製材工場的大型化等を進め、一般材を中心とした品質・性能の確かな製品を安定的に供給する生産・流通・加工体制をモデル的に構築する取組を実施した。

そのほか、これまで利用が低位であった間伐材、曲がり材等の利用拡大を進めるため、原木の効率的な収集のための高性能林業機械の整備や集成材・木質ボード等の製造施設の整備を行った。

また、地域材の更なる利用拡大に向け、需要者ニーズに的確に対応した品質の向上と物流の効率化を図るため、乾燥などの品質管理技術向上の取組や効率的な物流体制構築の構想策定を支援するとともに、物流拠点の整備を行った。

加えて、木材の需給に関する情報及び消費者ニーズの収集・分析・情報提供を行い、消費者・需要者ニーズに対応した木材の迅速かつ円滑な供給を促進することにより、木材の需給や価格の安定を図る事業等を実施するとともに、地球規模での需要動向が変化する中で、我が国からの木材の輸出の可能性について調査を実施した。

## (2) 林産物の利用の促進

### ア 国民への知識の普及と情報の提供

間伐材等の地域材へのこだわりを消費者や企業が持つことによって実需の拡大を図るため、「木づかい運動」を展開し、具体的には、マスメディアの活用、企業の調達部門へのセミナー、NPO等の民間団体と連携した情報発信を実施した。また、10月を「木づかい推進月間」とし、シンポジウム開催等の集中的な普及啓発活動を実施した。

### イ 林産物の新規需要の開拓

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源の有効活用を図るため、地域における発生量や流通実態の把握、関係者間の連携による需要の開拓等の取組を促進した。

併せて、燃料や原料としての利用を促進するため、林地残材等の効率的な収集・運搬に必要な機材、木質バイオマス供給施設、エネルギー利用施設等の整備、ペレットの規格化と普及をするとともに、新たに林地残材の効率的な収集・運搬のモデル構築に向けた実践・実証事業に取り組んだ。

木炭については、消臭等の新たな用途への利用の普及啓発を図るとともに、国産木炭の需要拡大のための「国産木炭セミナー」を実施した。また、木炭に関する生産流通実態調査も実施した。

### ウ 建物及び工作物における木材利用の促進

住宅分野における地域材の利用を推進するため、現地研修会等により製材工場に対する地域材の素性に応じた製材技術の指導や、森林所有者から住宅生産者までが一体となった「顔の見える木材での家づくり」に取り組むグループに対し、技術力向上のた

めの講習会の開催や、推奨すべき取組の選定及び事例集の作成による活動内容の普及等の支援を行ったほか、国産材での住宅づくりを希望する消費者等がワンストップで必要な情報を得ることが出来る体制の整備を行った。

さらに、文部科学省や厚生労働省と連携し、学校関連施設や児童福祉施設等の木製遊具などのシンボル性が高く波及効果の期待できる木造公共施設を整備することにより、公共施設等への地域材利用を促進した。

## (3) 新たな木材利用技術の開発

地域材の新たな需要を開拓するため、木材需要の太宗を占める住宅分野において、地域材の利用が進んでいないマンションの内装材等の新たな製品の開発や、地域材の新たな利用拡大に向けた汎用性の高い低コスト木製ガードレール等の開発を推進した。

また、木材の新用途を創出するため、木材をリグニンとセルロース系成分に分離し、再利用可能な木質プラスチックや有機化学工業の原料を製造する技術の開発を推進した。

## 3 木材の需給安定等

### (1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、対策等を協議するための木材需給対策中央会議等を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材(用材)の需給見通し及び四半期ごとに主要木材の短期需給見通しを公表した。

### (2) 木材需給安定対策

木材需給の安定対策として、昭和49年から実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了した。その後は、A木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、B木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、C木材流通の改善合理化に関する情報提供等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

### (3) 違法伐採対策

国際的に問題となっている違法伐採に対処するため、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を民間企業や一般消費者に広く普及啓発した。

## 4 特用林産物の生産振興

### (1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」

等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就労の場の確保に大きな役割を果たしている。

平成20年の特用林産物の生産動向については、特用林産物の生産額の大半を占めるきのこ類の生産量についてみると、乾しいたけ、生しいたけは前年より増加、なめこ、えのきだけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギは前年並みとなった。まつたけは気象条件に恵まれ増加した。

なお、生しいたけの輸入量は、前年に比べて53.0%と4年連続して大幅に減少した。

きのこ類以外の特用林産物は、たけのこの生産量が前年に比べて大幅に増加したが、木炭の生産量は減少した。

この結果、平成20年の特用林産物の総生産額は3,026億円で、前年(2,798億円)比108.2%となった。

## (2) 特用林産振興対策

山村地域の再生・活性化が求められている中で、特用林産物を活用した取組により就業機会の確保や林業の複合経営の促進等を図る観点から、山村地域資源としての特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設の整備に対し、森林・林業・木材産業づくり交付金による支援を行った。

また、特用林産物の生産・流通の円滑化と需要の拡大に向けて、消費者への品質・安全性等に関する適切な情報提供、統一的な規格の策定及び普及、竹林管理方法の検討等を実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

表21 特用林産物の需要動向(平成20年)

| 品 名   | 単 位 | 生産量     | 輸入量    | 輸出量 | 消費量     |
|-------|-----|---------|--------|-----|---------|
| 乾しいたけ | t   | 3,867   | 6,759  | 60  | 10,566  |
| 生しいたけ | 〃   | 70,342  | 4,689  | —   | 75,031  |
| なめこ   | 〃   | 25,945  | —      | —   | 25,945  |
| えのきたけ | 〃   | 131,107 | —      | —   | 131,107 |
| ひらたけ  | 〃   | 2,578   | —      | —   | 2,578   |
| ぶなしめじ | 〃   | 108,104 | —      | —   | 108,104 |
| まいたけ  | 〃   | 43,398  | —      | —   | 43,398  |
| エリンギ  | 〃   | 38,214  | —      | —   | 38,214  |
| まつたけ  | 〃   | 71      | 1,329  | —   | 1,400   |
| く り   | 〃   | 14,172  | 17,858 | —   | 32,030  |

|         |                |        |         |     |         |
|---------|----------------|--------|---------|-----|---------|
| く り     | 〃              | 60     | 23,049  | —   | 23,109  |
| わ さ び   | 〃              | 3,742  | —       | —   | 3,742   |
| た け の こ | 〃              | 29,926 | 224,686 | —   | 254,612 |
| 生 う る し | kg             | 1,586  | 70,476  | —   | 72,062  |
| 竹 材     | 千束             | 1,043  | 376     | 1   | 1,418   |
| 桐 材     | m <sup>3</sup> | 1,284  | 14,762  | —   | 16,046  |
| 木 炭     | t              | 26,740 | 141,202 | 664 | 167,278 |
| 竹 炭     | t              | 1,150  | 4,607   | 29  | 5,728   |
| 木 酢 液   | kl             | 2,727  | —       | —   | 2,727   |
| 竹 酢 液   | kl             | 407    | —       | —   | 407     |

- 注) 1 林野庁経営課特用林産対策室調べ。  
 2 不明なもの及び該当しないものについては—印とした。  
 3 消費量は生産量+輸入量-輸出量による単純計算によった。  
 4 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。  
 5 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

## 第7節 林業関係金融

### 1 木材産業等高度化推進資金

#### (1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び木材産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して林業・木材関連産業の健全な発展を促進するため、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化の促進。

#### (2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の2、3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画並びに林業経営の経営基盤の強化に関する林業経営改善計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化並びに経営基盤の強化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

#### (3) 20年度の予算措置及び実行状況

20年度までに政府貸付資金が170億5,638万円措置され、20年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,268億円であった。

20年度末の資金種類別貸付状況は、表22のとおりであり、貸付件数1,819件、貸付金額434億円となっている。

表22 資金種類別貸付状況（20年度末貸付総額）

| 資 金 種 類                  | 貸付額<br>(億円) | 構成比<br>(%) |
|--------------------------|-------------|------------|
| 事業経営改善計画                 |             |            |
| 素材生産合理化資金(運転資金)          | 296         | 68         |
| 素材生産資金                   | 64          | 15         |
| 素材引取資金                   | 232         | 54         |
| 製品流通合理化資金(運転資金)          | 62          | 14         |
| 間伐等促進資金(運転資金)            | 38          | 9          |
| コスト低減促進資金(運転資金)          | 3           | 1          |
| 構造改革促進資金(運転資金)           | 18          | 4          |
| 新規市場開拓支援資金               | 0           | 0          |
| 高性能住宅資材供給資金              | —           | —          |
| 木材加工流通システム整備資金<br>(設備資金) | 1           | 0          |
| 木材高度利用加工資金               | —           | —          |
| 木材市場整備近代化資金              | 1           | 0          |
| 主産地育成整備資金                | 0           | 0          |
| 構造改善計画                   |             |            |
| 経営高度化促進資金(運転資金)          | 14          | 3          |
| 立木等引取資金                  | 10          | 2          |
| 資源循環推進資金                 | —           | —          |
| 木材加工資金                   | 4           | 1          |
| 木材需要拡大資金                 | —           | —          |
| 原木確保協定促進資金               | 1           | 0          |
| 林業経営高度化推進資金<br>(運転資金)    | 1           | 0          |
| 計                        | 434         | 100        |

(注)四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

## 2 (独)農林漁業信用基金（林業信用保証制度）

信用基金の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れ等に係る債務を保証するものである。このことを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

20年度の業務状況は次のとおりである。

なお、信用基金は、平成15年10月1日に、独立行政法人となっている。

### (1) 出 資 の 状 況

19年度末の出資金の総額は100億2,311万円である。

20年度においては、国による出資が行われたことにより、20年度末の出資総額は120億8,411万円である。(表23)

なお、林業者等の出資額累計の内訳は会社22億8,605万円、組合6億7,876万円、個人5億3,150万円となっている。

表23 20年度末出資状況

| 区 分  | 出資者数  | 出資額<br>(万円) | 構成比<br>(%) |
|------|-------|-------------|------------|
| 政 府  | 1     | 485,382     | 40         |
| 都道府県 | 47    | 373,398     | 31         |
| 林業者等 | 5,887 | 349,631     | 29         |

(注) 政府の出資額には、貸付資金及び寄託資金に係る出資は含まれていない。

### (2) 債務保証の状況

20年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材が63%、素材生産が23%と両業種で86%を占めるほか、木材産業等高度化推進資金に係るものが56%となっている。

20年度の融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の57%を占めている。(表24)

なお、20年度の代位弁済額は26億5,219万円(前年度18億6,445万円)で、前年度に比べ7億8,774万円増加した。(表25)

表24 20年度融資機関別保証実績

| 融資機関   | 金 額<br>(百万円) | 金額構成比<br>(%) |
|--------|--------------|--------------|
| 農林中金   | 1,185        | 3            |
| 商工中金   | 3,061        | 9            |
| 都市銀行   | 311          | 1            |
| 地方銀行   | 20,590       | 57           |
| 第二地方銀行 | 4,463        | 12           |
| 信用金庫   | 4,860        | 13           |
| その他    | 1,795        | 5            |
| 合 計    | 36,266       | 100          |

表25 代位弁済額の推移

| 区 分 | 代位弁済額(百万円) |
|-----|------------|
| H16 | 1,871      |
| H17 | 1,400      |
| H18 | 2,193      |
| H19 | 1,864      |
| H20 | 2,652      |

(注) 代位弁済元本額のほか、利息及び遅延損害金を含む。

### 3 日本政策金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して日本政策金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の20年度の貸付実績は表26のとおりである。このうち林業基盤整備資金（造林）が49億円で、20年度の林業関係資金貸付実績の47%を占めている。

表26 日本政策金融公庫林業関係資金貸付実績

（単位：百万円）

| 区 分               |         |     | 19年度   | 20年度   |       |
|-------------------|---------|-----|--------|--------|-------|
| 林業基盤整備資金          | 造林      | 総 数 | 5,855  | 4,915  |       |
|                   |         | 補 助 | 公 有 林  | 2,011  | 1,951 |
|                   |         |     | 私 有 林  | 1,529  | 1,108 |
|                   |         | 非補助 | 公 有 林  | 1,932  | 1,663 |
|                   |         |     | 私 有 林  | 384    | 194   |
|                   | 樹 苗 養 成 | 0   | 16     |        |       |
|                   | 林       | 道   | 0      | 1      |       |
| 利 用 間 伐 推 進       |         |     | －      | 574    |       |
| 森 林 整 備 活 性 化 資 金 |         |     | 3,770  | 812    |       |
| 林 業 経 営 育 成 資 金   |         |     | 130    | 154    |       |
| 林 業 経 営 安 定 資 金   | 伐 採 調 整 |     | 0      | 0      |       |
|                   | 林業経営維持  |     | 22,949 | －      |       |
| 農林漁業セーフティネット資金    |         |     | 125    | 168    |       |
| 林業構造改善事業推進資金      |         |     | 100    | －      |       |
| 農 林 漁 業 施 設 資 金   | 共 同 利 用 |     | 355    | 1,325  |       |
|                   | 主務大臣指定  |     | 160    | 2,390  |       |
| 振興山村・過疎地域経営改善資金   |         |     | 22     | 0      |       |
| 計                 |         |     | 33,466 | 10,355 |       |

（注）四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

### 4 林業・木材産業改善資金

最近における林業・木材産業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による無利子の中・短期資金の貸付けが行われており、20年度の貸付実績は表27のとおりである。

表27 林業・木材産業改善資金貸付額の推移

| 年 度 | 貸付額(百万円) |
|-----|----------|
| H16 | 2,764    |
| H17 | 2,506    |
| H18 | 2,571    |
| H19 | 2,912    |
| H20 | 2,073    |

## 第8節 林業技術対策

### 1 研究開発体制の整備

#### (1) 研究開発の戦略的推進

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、木材の安定供給体制の整備等に対応した研究・技術開発の効果的・効率的な推進を図るため、平成19年1月に策定した新たな「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人森林総合研究所及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

また、多様な樹種を対象に品種の開発等に係る研究から種苗の生産・配布までを内容とする林木育種については、平成19年2月に策定した新たな「林木育種戦略」に基づいて推進をしている。

林木育種事業の推進に当たっては、国と独立行政法人森林総合研究所及び都道府県等の関係機関との密接な連携の下、効率的かつ効果的な実施のために、5つの育種基本区ごとに林木育種地区協議会を開催した。

#### (2) 独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成13年4月に独立行政法人に移行し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

また、独立行政法人林木育種センターは、平成13年4月に独立行政法人に移行し、林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布等を行うことにより、林木の優良な種苗の確保を図ることに取り組んできた。

平成19年4月に森林・林業に関する試験研究等の業務と、林木の新品種の開発等の業務について両者の連携を図り、効率的・効果的な業務運営を推進する観点から、独立行政法人森林総合研究所は独立行政法人林木育種センターを統合した。

森林総合研究所は、

ア 森林・林業・木材産業における課題の解決と新たな展開に向けた開発研究

(ア) 地球温暖化対策に向けた研究

(イ) 森林と木材による安全・安心・快適な生活環境

の創出に向けた研究

- (ウ) 社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究

イ 森林生物の機能と森林生態系の動態の解明に向けた基礎研究

- (ア) 新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明

- (イ) 森林生態系の構造と機能の解明

について、重点的に研究を推進するとともに、林木育種事業の中核機関として、国、都道府県等の関係機関との密接な連携を図った林木育種事業を推進する等、政策ニーズに密接に対応した課題に取り組み、その着実な実施を行った。

これら試験研究等を実施するために20年度の運営に要した経費は101億7,984万円であった。

### (3) 都道府県等の行う試験研究に対する指導・助言・助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、林業研究開発推進ブロック会議等で試験研究に対して指導・助言を行うとともに、沖縄県の林業試験研究に必要な経費の一部を助成した。

## 2 技術開発の推進

### (1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成20年度には①森林整備の効率化に資する高性能林業機械等の開発・改良を実施し、②低コスト・高効率な作業システムの構築等に助成した。

#### ① 森林整備効率化支援機械開発等

大径木対応型ハーベスタヘッド、クローラ式運材トラック等の開発・改良を実施した。

#### ② 低コスト作業システムの構築等

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの開発、現地モデル林における実証や現地研修等に助成した。

### (2) 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業

林地残材や間伐材等の未利用森林資源活用のため、先進的な技術を利用して、木質バイオマスを原料としたナノカーボン等のマテリアルやエタノール等のエネルギーを製造する新たなシステムの構築に取り組んだ。

### (3) 木材新規用途技術開発事業

林地残材等の未利用木質資源の利用推進を図るため、技術研究組合が行う①木質資源のうち未開拓の天然資源であるリグニンを低コストで分離・精製する技術の開発、②リグニンをを用いた高度利用技術の開発に

助成した。

### (4) その他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、福岡・北九州地域へのスギ花粉飛散に影響している地域を推定する調査等を実施した。

## 3 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、その者が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成・確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、20年度は次のような事業を実施した。

### (1) 林業普及指導事業交付金

林業普及指導員の設置のほか、普及指導活動の効率の推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導員の研修、普及指導員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施に必要な経費を都道府県に助成した。

### (2) 森林・林業・木材産業づくり交付金

森林の多様な利用・緑化の推進

青少年の継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等としての森林・施設の整備について都道府県等に助成した。

### (3) 林業後継者支援事業

地域の林業をビジネスとして展開する人材の育成、Uターン森林所有者に対する情報提供、林業グループ活動事例の全国発表会開催等について民間団体に助成した。

### (4) 吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業

森林吸収源対策としての森林整備を推進するため、施業意欲が低下した森林所有者に対する働きかけ、林況調査、研修、施業技術の現地実証等の支援について民間団体に助成した。

## 第9節 国有林野事業

### 1 国有林野事業の現状

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる758万 ha に及んでいる。その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、貴重な野生動植物が生息・生育している森林や原生的な天然林も多く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等による木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融资資金を借り入れるようになり、その後、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、国有林野事業が将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成8年度から9年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等について幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連2法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

- ① 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
  - ② 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立
  - ③ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
  - ④ 累積債務の本格的処理
- を柱とした改革を推進している。

具体的には、国有林野の管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うため、国民の意見を広く聴いた上で、

「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成15年12月に改定し（現行計画は、平成20年12月に再度改定したもの）、集中改革期間に築いた基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進している。

前述の改革の4つの柱に即して、推進状況を要約的に述べれば、以下のとおりである。

第1の公益的機能重視の管理経営については、森林の機能類型を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のための森林（資源の循環利用林）を5割から1割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を5割から9割に拡大し、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等の非皆伐施業を積極的に推進している。

第2の組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立については、まず、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定するとともに伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間委託することとした。こうした考え方の下で、国有林野を管理経営する組織については、平成11年3月に、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署に再編している。これらと併せ、職員数の適正化にも取り組み、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものとしている。

第3の一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行については、平成10年10月の国有林野事業改革関連2法の施行に伴い平成10年度以降、公益林の保全管理等に必要な経費等について安定的・継続的に一般会計からの繰入が行われている。

第4の累積債務の本格的処理に関しては、国有林野事業改革関連2法の施行に伴い、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ承継し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受け、累増を防止しながら、借り換えることにより、将来において返済することとした。

平成20年度においては、間伐等森林整備の積極的な実施等による地球温暖化防止への寄与や伝統的木造建築物などの修復等に必要な木材の供給を行う木の文化を支える森づくりなど新たな国民の期待や林政の課題に応えるための取組を進めた。さらに、森林環境教育、森林とふれあう機会の提供や国民参加の森林づくりの推進に取り組んだ。

## 2 国有林野事業の主要事業

### (1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

20年度に国有林野で伐採された立木は704万㎡、その伐採量のうち立木販売等に係るもの370万㎡、丸太生産の資材としたもの334万㎡であった。

また、官行造林地からの官収分は22万㎡であった。

### (2) 製品生産事業

製品生産事業は国有林に生育する立木を資材として、国が丸太等を生産する事業である。

この事業は、森林の多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産機能の発揮のため、需要者のニーズを踏まえつつ、計画的・安定的な木材の供給等を目的として実行しているものである。

20年度は、184万㎡の丸太の生産を行った。

### (3) 林 道 事 業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道等の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の有する多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、20年度は林道事業に一般会計から63億300万円の繰入れを行い、711kmの林道新設・改良の事業を行った。

### (4) 造 林 事 業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は森林の有する公益的機能を充実させるとともに、将来の森林生産力の増進を図るため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、20年度は一般会計より681億円の繰入れを行い、新植植付6千ha、育成天然林造成3千ha、保育16万1千ha等の事業を行った。

### (5) 国有林治山事業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、平成16年度に策定された森

林整備保全事業計画に基づき計画的な実施に努めている。

20年度においては、全額一般会計からの繰入により事業費494億円をもって実施した。

### (6) 国有林野の測定事業

測定事業は、国有林野の境界（延長約10万6千km、境界点数約366万9千点）を管理し、境界標を保全整備する事業である。

20年度は、測量成果を基に境界標を改設復元する境界検測及び境界の見回り等を行う巡検・巡視に重点を置き、境界検測569km、境界検測予備調査4,357km、境界巡検・境界巡視96,991km等の事業を実施した。

## 3 国有林野事業特別会計の財務状況

国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、国有林野事業等に関する経理を明確にすることを目的に特別会計に関する法律（平成19年法律第23号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。

この会計の平成20年度の決算は、次のとおりである。

### (1) 歳 入 歳 出

#### ア 歳入の部

収納済歳入額は、4,591億円であって、これを歳入予算額4,837億円に比べると247億円の減となった。その要因の主なものを科目別にみると、業務収入では林産物の販売単価が予定を下回ったこと等のため96億円の減、林野等売払代では土地の売払単価が予定を下回ったこと等のため21億円の減、一般会計より受入では翌年度への繰越事業があったこと等のため129億円の減となった。

#### イ 歳出の部

歳出予算現額は、5,258億円であって、その内容は歳出予算額4,837億円、前年度繰越額419億円、予算総則の規定による経費増額2億円であった。この予算現額に対して、支出済歳出額は4,510億円、翌年度繰越額は543億円、不用額は205億円であった。

なお、翌年度繰越額の内訳は、法第170条の規定による支出未済繰越額185億円、明許繰越額354億円及び事故繰越額4億円であった。また、不用額は、育林事業に係る保育が予定を下回ったこと等により生じたものである。

### (2) 損 益 計 算

総収益額1,469億円に対し、総費用額1,747億円となり、その差278億円を損失として計上した。この損失は、法第165条第2項ただし書の規定により翌年度に

繰り越して整理することとして、決算を結了した。

なお、本年度の損失は、平成19年度の損失237億円に比べ40億円の増となった。その要因は、費用において、事業の効率的な執行等により経営費及び一般管理費及販売費が29億円、治山事業費が117億円減少した一方で、収益において、林野等売払収入で29億円、一般会計より受入が131億円減少したこと、独立行政法人の出資金の承継損が27億円あったこと等によるものである。(表28、29)

表28 損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

| 費 用<br>科 目                              | 金 額<br>(億円) | 収 益<br>科 目                     | 金 額<br>(億円) |
|-----------------------------------------|-------------|--------------------------------|-------------|
| 経 営 費                                   | 449         | 売 上 高                          | 231         |
| 治 山 事 業 費                               | 614         | 林 野 等 売 払 収 入                  | 49          |
| 一 般 管 理 費                               |             | 財 産 貸 付 料 入                    | 53          |
| 及 販 売 費                                 | 196         | 等 収 入                          |             |
| 減 価 償 却 費                               | 237         | 一般会計より受入                       | 1,092       |
| 支 払 利 子                                 | 192         | 森 林 保 全 経 費                    | 313         |
|                                         |             | 等 財 源 受 入                      |             |
| 資 産 除 却 損                               | 32          | 治 山 事 業 費 財 源 受 入              | 579         |
| 独 立 行 政 法 人<br>緑 資 源 機 構 出<br>資 金 承 継 損 | 27          | 利 子 財 源 受 入                    | 200         |
|                                         |             | 地 方 公 共 団 体 工<br>事 費 負 担 金 収 入 | 35          |
| 雑 損                                     | 0           | 雑 収 入                          | 9           |
|                                         |             | 雑 益                            | 0           |
|                                         |             | 本 年 度 損 失                      | 278         |
| 計                                       | 1,747       | 計                              | 1,747       |

表29 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

| 借 方<br>科 目 | 金 額<br>(億円) | 貸 方<br>科 目 | 金 額<br>(億円) |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 流 動 資 産    | 377         | 借 入 資 本    | 13,096      |
| 固 定 資 産    | 72,299      | 自 己 資 本    | 63,555      |
| 繰 越 欠 損 金  | 3,698       |            |             |
| 本 年 度 損 失  | 278         |            |             |
| 計          | 76,651      | 計          | 76,651      |

(注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

#### 4 国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的に供給するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

##### (1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は20年度末現在で次のとおりである。

|           |        |
|-----------|--------|
| 農業用活用実績面積 | 5万6千ha |
| 林業用活用実績面積 | 2万7千ha |

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は20年度末現在で、貸付使用面積7万6千ha、分収造林契約面積12万9千ha、共用林野契約面積137万1千haとなっている。

##### (2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者とで分収することとしている。

分収育林は、これまで8万6千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本的改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、法人等が社会貢献活動の一環として実施する「法人の森林」を除き、平成11年度から公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成20年度には全国152箇所で行った。20年度末までの契約実績（累計）は次のとおりである。

|      |          |
|------|----------|
| 契約面積 | 2万6千(ha) |
| 契約口数 | 10万5千(口) |
| 契約者数 | 8万6千(人)  |

##### (3) 森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。

また、森林ボランティア活動のためのフィールドや、森林環境教育のためのフィールドの提供を行っている。

主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森(平成20年4月

1日現在) 1,130箇所

|           |       |
|-----------|-------|
| ・自然休養林    | 90箇所  |
| ・自然観察教育林  | 160箇所 |
| ・森林スポーツ林  | 64箇所  |
| ・野外スポーツ地域 | 195箇所 |
| ・風景林      | 506箇所 |
| ・風致探勝林    | 115箇所 |

○ふれあいの森設定(平成21年3月

31日現在) 150箇所

○遊々の森設定(平成21年3月

31日現在) 152箇所

## 5 国有林野事業の労働情勢(20年度)

国有林野は国土保全上重要な奥地脊梁山脈や水源地域に分布し、土砂崩れの防止、洪水の緩和のほか、二酸化炭素吸収等による地球温暖化の防止など、国民生活にとって重要な役割を果たす欠かすことのできない共通の財産であり、新たに策定した「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づき、「国民の森林」として適切な管理経営を行っている。

このような中、労使間においては、業務運営、財政の健全化、国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化等に係る諸課題について論議、疎通を行った。

全国林野関連労働組合は、7月25日から7月27日にかけて東京都内で開催した「第4回定期全国大会」において、

- (1) 森林・林業基本計画に基づく関連施策等の着実な実行と、地球温暖化防止森林吸収源対策に係る森林整備等の推進を図るため、安定的財源による予算の確保と公的森林整備等の拡充を求め取り組みを進めること

また、林業労働力確保対策と山村対策を一体化させ、「林業労働力の確保の促進に関する法律」の見直しなど、新たな施策を講じさせるための取り組みを

進めること

- (2) 国有林野事業の「一般会計化・独立行政法人化の検討」に対しては、第169通常国会の「附帯決議」に基づき、二分化せず「全て一般会計組織」とし、これまでの国有林野事業の改革における労使合意等に基づく検討を求める取り組みを進めること

また、国有林野事業の健全化に向け、民有林と国有林の一層の連携を図らせるとともに、業務運営の適切な推進と、賃金をはじめとする労働条件課題等の解決に向けて、中央・地本・分会が一体となって取り組みを進めること

- (3) 無所属者の組織化と新規採用者の全員組織化に向け取り組みを進めること

- (4) 森林・林業・木材関連産業の政策推進のため、中央・地方において、連合及び公務労協等の関係団体と連携を図り取り組みを進めること

また、関係する国際組織との連携強化に向けた取り組みを進めること

- (5) 2009春季生活闘争については、連合、公務労協及び国営関係部会の統一闘争を重視し、取り組みを進めること

また、各種手当の引き上げ等を求める取り組みを進めること

- (6) 公務員制度改革については、「国家公務員制度改革基本法」に基づく具体的な検討が進められることから、引き続き連合及び公務労協における「対策本部」と連携を図り、民主的公務員制度改革の実現を目指し取り組みを進めること

等が決議された。

こうした情勢の中、国有林野事業は、「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能重視の管理経営を推進していく中で、労働組合との共通の認識の醸成に努め、その理解と協力の下で改革を推進するよう努めた。

## 第10節 森林国営保険

### 1 事業の概要

森林国営保険は森林国営保険法(昭和12年法律第25

表30 森林国営保険の年齢別加入状況(20年度末現在)

| 年齢           | 級 | I    | II   | III  | IV   | V以上   | 合計    |
|--------------|---|------|------|------|------|-------|-------|
| 民有人工林面積(千ha) |   | 79   | 147  | 191  | 281  | 7,285 | 7,983 |
| 加入面積(千ha)    |   | 63   | 88   | 77   | 69   | 812   | 1,109 |
| 加入率(%)       |   | 79.7 | 59.9 | 40.3 | 24.6 | 11.1  | 13.9  |

注) 四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

号)に基づき、民有林人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。現在、自然災害を対象とする森林保険は、国営保険のみである。

平成20年度末の森林国営保険の加入状況は表30のとおり、110万9千haで、民有林人工林面積の13.9%に当たっており、年齢別に見ると、Ⅰ、Ⅱ年齢(林齢1年生～10年生)の幼齢林では、加入面積15万1千haで、対象面積の67%を占めている。平成20年度予算においては、新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、特に中高齢林の加入率を高めることとし、歳入については、最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積414,500ha(前年度443,900ha)を予定した。

この計画に伴う歳入は表31のとおり保険料収入29億3,860万円、前年度繰越資金受入87億1,766万7千円、預託金利子収入を主体とする雑収入2億9,965万6千円で、合計119億5,592万3千円を予定した。これは、前年度歳入予算額128億547万8千円に比べ8億4,955万5千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が23億2,181万円、保険業務を運営するために必要な事務費14億5,128万6千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費15億円で、合計53億762万6千円を予定した。

表31 歳入歳出予算額

(単位:千円)

| 項目          | 19年度       | 20年度       |
|-------------|------------|------------|
| 森 林 保 険 収 入 | 12,560,773 | 11,656,267 |
| 保 険 料       | 3,097,300  | 2,938,600  |
| 前年度繰越資金受入   | 9,463,473  | 8,717,667  |
| 雑 収 入       | 244,705    | 299,656    |
| 歳 入 合 計     | 12,805,478 | 11,955,923 |
| 森 林 保 険 費   | 2,419,283  | 2,356,340  |
| 賠償償還及払戻金    | 34,632     | 34,530     |
| 保 険 金       | 2,384,651  | 2,321,810  |
| 事 務 取 扱 費   | 1,397,356  | 1,451,286  |
| 予 備 費       | 1,500,000  | 1,500,000  |
| 歳 出 合 計     | 5,316,639  | 5,307,626  |

## 2 保険契約・てん補の状況

### (1) 保 険 契 約

20年度の保険契約の実績は表32のとおり、保険金額では4,429億3千万円となっており、対前年度比で1.8%の減となっている。

表32 20年度保険契約実績

| 年齢級 | 保険金額(百万円) |         | 対前年   |
|-----|-----------|---------|-------|
|     | 19年度      | 20年度    |       |
| Ⅰ   | 22,972    | 22,567  | 98.2% |
| Ⅱ   | 5,962     | 4,907   | 73.0% |
| Ⅲ   | 16,348    | 15,958  | 97.6% |
| Ⅳ   | 20,720    | 18,528  | 89.4% |
| V以上 | 385,083   | 380,974 | 98.9% |
| 計   | 451,084   | 442,934 | 98.2% |

注) 四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから20年度中に期間満了となるものを差し引いた20年度末の契約保有高は、面積110万8,660ha、保険金額1兆988億6,804万円となったが、これは、前年に比べ、面積56千haの減、保険金額で538億3,232万円の減となっている。

### (2) 損 害 て ん 補

20年度の災害別の保険金支払実績は、表33のとおりで14億4,730万円(面積1,511ha)である。

表33 20年度災害別損害てん補実績

| 災 害 別 | 面積<br>(ha) | てん補金額<br>(千円) |
|-------|------------|---------------|
| 火 災   | 60         | 54,809        |
| 風 害   | 408        | 420,948       |
| 水 害   | 119        | 123,141       |
| 雪 害   | 570        | 677,999       |
| 干 害   | 128        | 48,233        |
| 凍 害   | 225        | 121,697       |
| 潮 害   | 1          | 470           |
| 噴 火 災 | —          | —             |
| 計     | 1,511      | 1,447,297     |

注) 四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

## 3 森林保険特別会計の収支状況

この事業は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)に基づき森林保険特別会計を設置し運営している。

20年度の収納済歳入額は110億6,738万円、当初予算に比べ8億8,855万円の減となった。一方、支出済歳出額は27億5,173万円で、歳入歳出の差し引きは83億1,565万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額77億1,845万円を控除するので、決算上は5億9,720万円の剰余を生ずることとなる。この剰余金については、特別会計に関する法律第154条第1項の規定により、積立金として積み立てることとして、決算を結了した。